

「第4次船橋市障害者施策に関する計画」
(令和4年度～8年度)

(素案)

令和3年10月
船 橋 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3
5	計画の構成について	4
6	策定方法	4

第2章 障害者を取り巻く現状

1	国の障害者施策の動向	5
2	障害者の現状	6

第3章 基本理念・重点課題

1	基本理念	17
2	重点課題	18

第4章 推進体制

1	連携・協力の確保	25
2	理解の促進、広報・啓発活動の推進	25
3	進捗状況の管理及び評価	26
4	環境の変化に対応した施策の推進	26

	施策の体系	27
--	-------	----

第2部 各論

第1章 生活支援

1	基本方針	31
2	現状と施策の方向性について	32

第2章 保健・医療

1	基本方針	55
2	現状と施策の方向性について	56

第3章 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等

1	基本方針	73
2	現状と施策の方向性について	74

第4章 雇用・就業、経済的自立の支援

1	基本方針	85
2	現状と施策の方向性について	86

第5章 生活環境	
1 基本方針	95
2 現状と施策の方向性について	96
第6章 安全・安心	
1 基本方針	103
2 現状と施策の方向性について	104
第7章 差別の解消及び権利擁護の推進及び虐待の防止	
1 基本方針	111
2 現状と施策の方向性について	112
(別表) 推進体制の取り組み	121
(別表) 成果目標	127
参考資料	
・ 第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱	135
・ 第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会委員名簿	137
・ 第4次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱	138
・ 第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議開催経過	141

第1部 総論

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

この計画は、船橋市における障害のある人のための施策の基本的な方向性を示すもので、平成9年度に初めて策定した後、平成20年度に「第2次」、平成26年度に「第3次」の計画を策定しました。

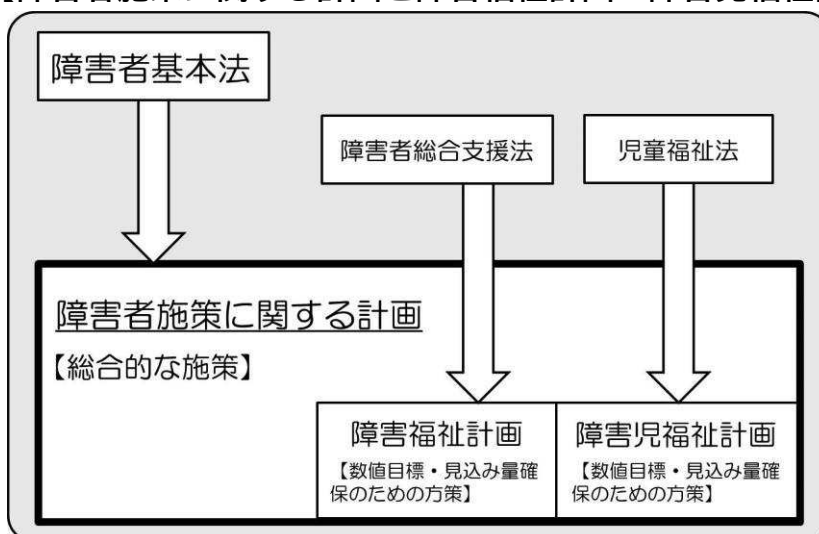
第3次計画が令和3年度¹をもって期間満了となることに伴い、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）との整合性、本市の障害のある人の状況や関係法令の制度改正等を踏まえて見直しを行い、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 障害者施策の関連法・関係計画

障害者施策に関する計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として総合的な施策を定めたものであり、障害者総合支援法²及び児童福祉法に基づき障害福祉サービス等の見込み量などを定め、業務を円滑に実施するための計画である障害福祉計画及び障害児福祉計画と調和を保つこととされています。

【障害者施策に関する計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係図】



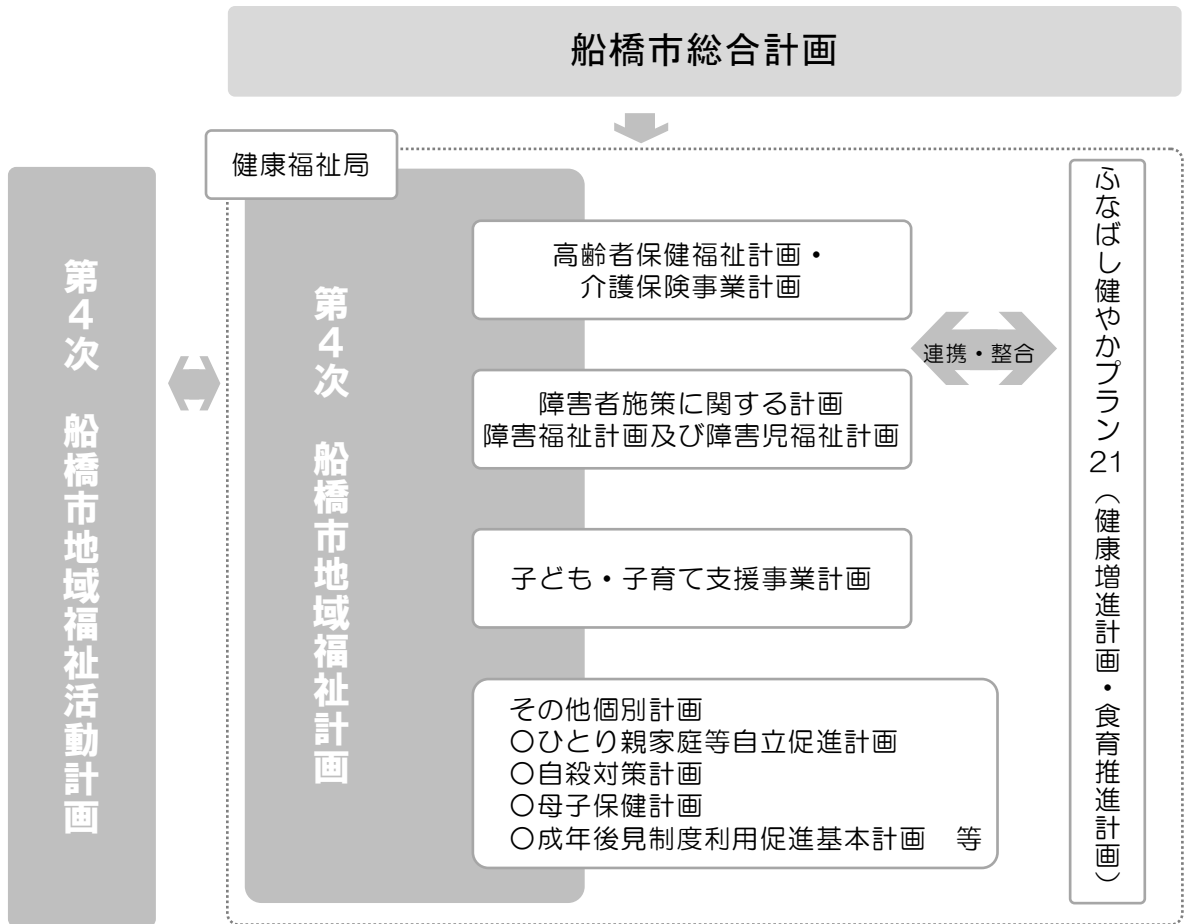
¹ 第3次計画は新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間を1年間延長し、平成27年度から令和3年度までを計画期間としました。

² 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となります。

(2) 船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「第3次船橋市総合計画」の個別計画です。

また、「第4次船橋市地域福祉計画」や市のほかの関連計画との整合性を図りながら策定しました。



第4次船橋市地域福祉計画から抜粋

3 計画の期間

令和4年度から8年度までの5か年計画³とします。

「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。



4 計画の対象

本計画では、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活または社会生活に支障のある人を対象としています。

³ 第4次計画は、当初令和2年度中に策定予定でしたが、新型コロナウイルス感染症による生活や周囲の環境の変化を考慮し、検討することが必要であると考えられたことから、策定期間を1年間延期しました。

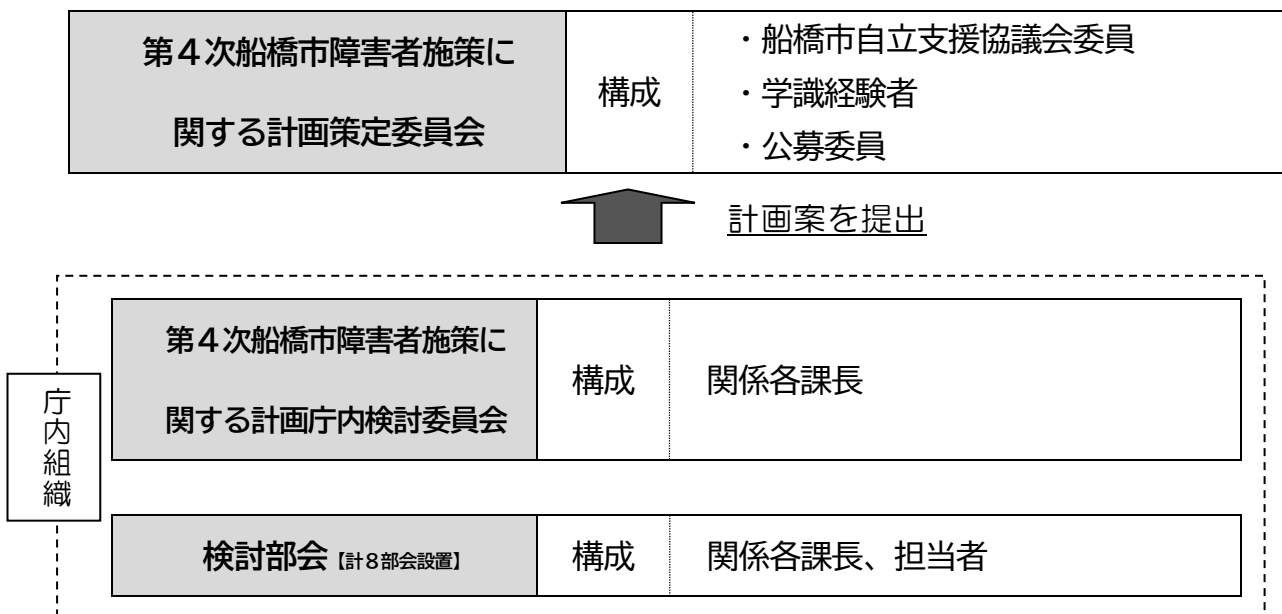
5 計画の構成について

本計画は、国の第4次障害者基本計画を参考に、下記のとおり「総論」「各論」の2部構成とします。

第1部 総論	第1章 計画の策定にあたって
	第2章 障害者を取り巻く現状
	第3章 基本理念・重点課題
	第4章 推進体制
第2部 各論	第1章 生活支援
	第2章 保健・医療
	第3章 教育・文化芸術活動・スポーツ、国際交流等
	第4章 雇用・就業、経済的自立の支援
	第5章 生活環境
	第6章 安全・安心
	第7章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
別表	推進体制の取り組み
	成果目標

6 策定方法

計画策定にあたり、船橋市自立支援協議会委員、学識経験者、市民の代表者からなる「第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を設置しました。併せて、庁内組織として「第4次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」を設置し、「庁内検討委員会」で検討した計画案を「策定委員会」へ提出し、協議を行いました。



第 2 章

障害者を取り巻く現状

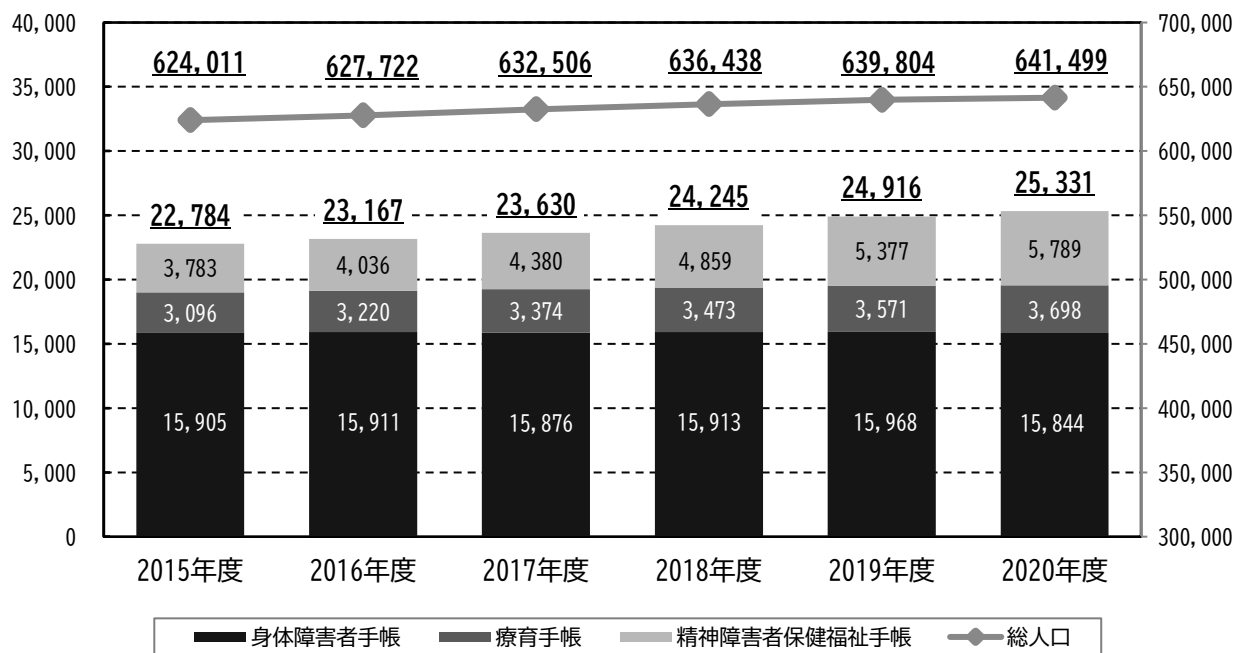
1 国の障害者施策の動向

年月		障害者施策の動向
2003年 (平成15年)	4月	■支援費制度の開始 身体・知的障害者（児）自らが福祉サービスを選択し、契約によってサービスを利用する仕組み
2006年 (平成18年)	4月	■障害者自立支援法の施行 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
2010年 (平成22年)	12月	■障害者自立支援法の一部改正 発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化
2011年 (平成23年)	8月	■障害者基本法の一部改正 「共生社会の実現」が目的に新たに明記、障害者の定義の変更、差別の禁止を規定
2012年 (平成24年)	4月	■児童福祉法の一部改正 障害児支援の強化を図るため、利用形態の別により障害児施設・事業を一元化
	10月	■障害者虐待防止法の施行
2013年 (平成25年)	4月	■障害者総合支援法の施行 難病を障害者の範囲に追加
		■障害者優先調達推進法の施行 行政等による障害者就労施設等からの物品の調達を推進
2014年 (平成26年)	1月	■障害者権利条約の批准
2016年 (平成28年)	4月	■障害者差別解消法の施行
	5月	■成年後見制度利用促進法の施行
2018年 (平成30年)	4月	■障害者総合支援法の一部改正 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実

2 障害者の現状

(1) 総人口⁴と障害者手帳所持者数⁵の推移

船橋市の総人口と障害者手帳所持者数の推移をみると、2015年度末では総人口624,011人、障害者手帳所持者数が22,784人であったのが、2020年度末では、総人口641,499人、障害者手帳所持者数25,331人と増加しています。



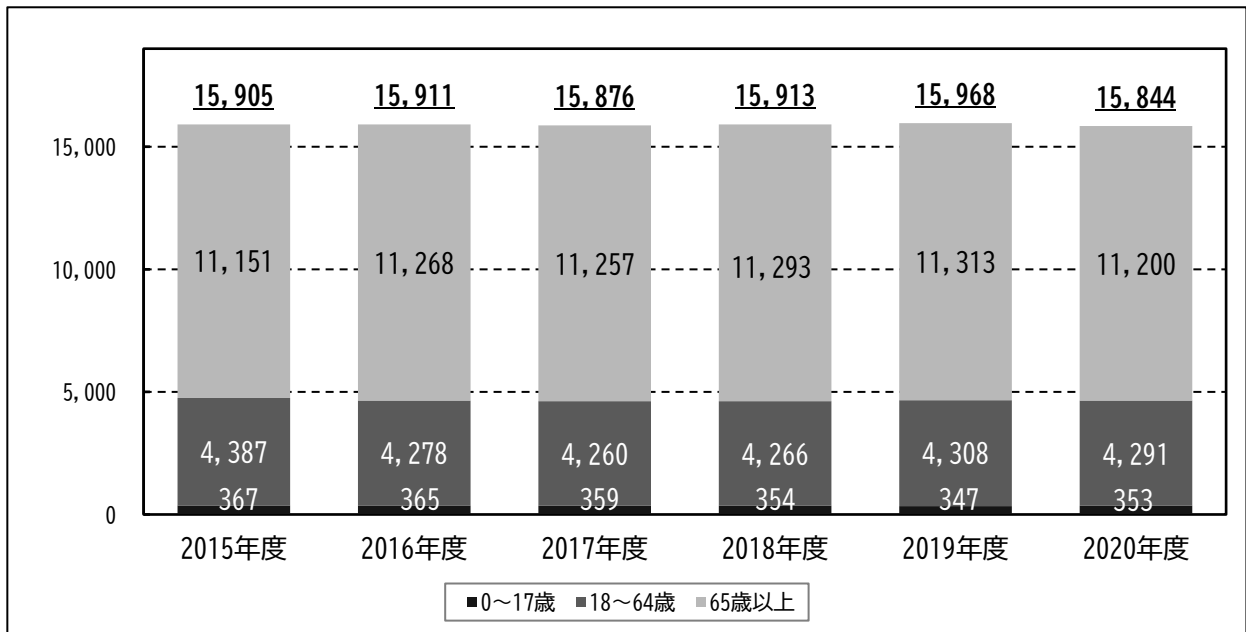
⁴ 総人口は、各年度3月時点の常住人口

⁵ 手帳の所持者数は、その年度の3月31日時点の数値

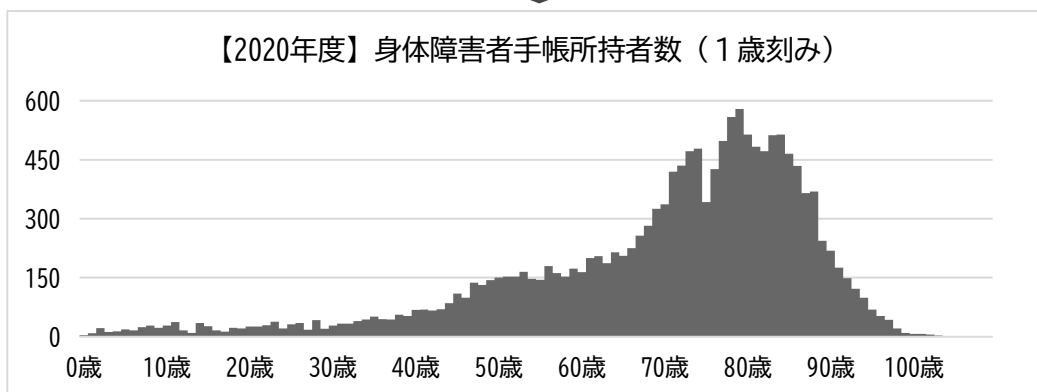
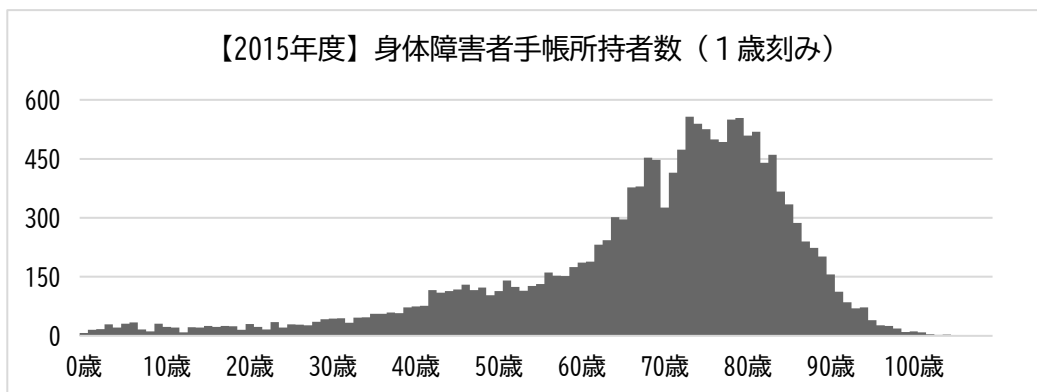
(2) 障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数

船橋市における身体障害者手帳所持者数は2020年度末で15,844人です。

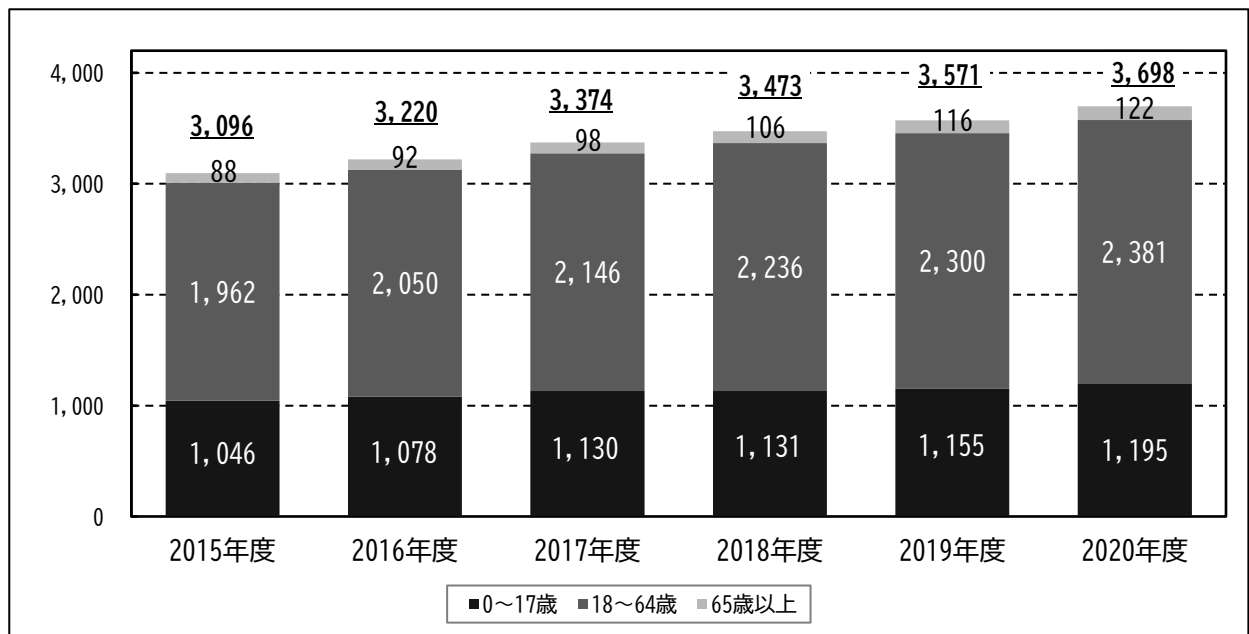


・ 身体障害者手帳所持者数（1歳刻み）の推移

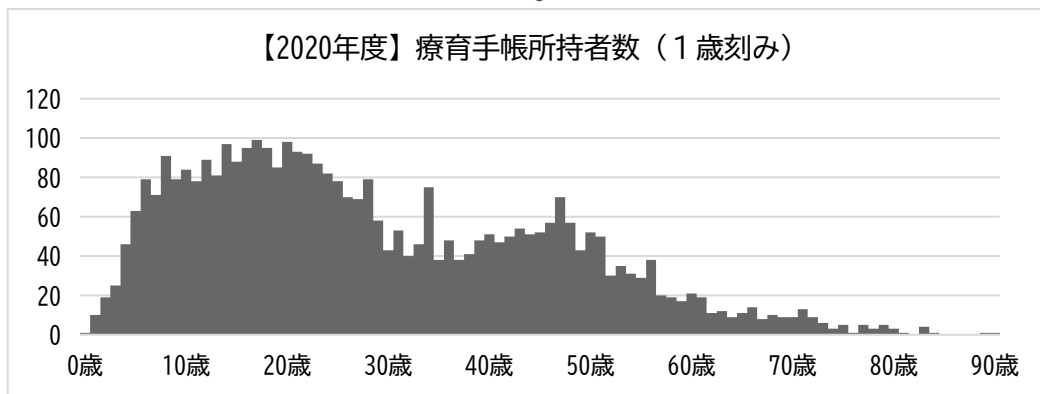
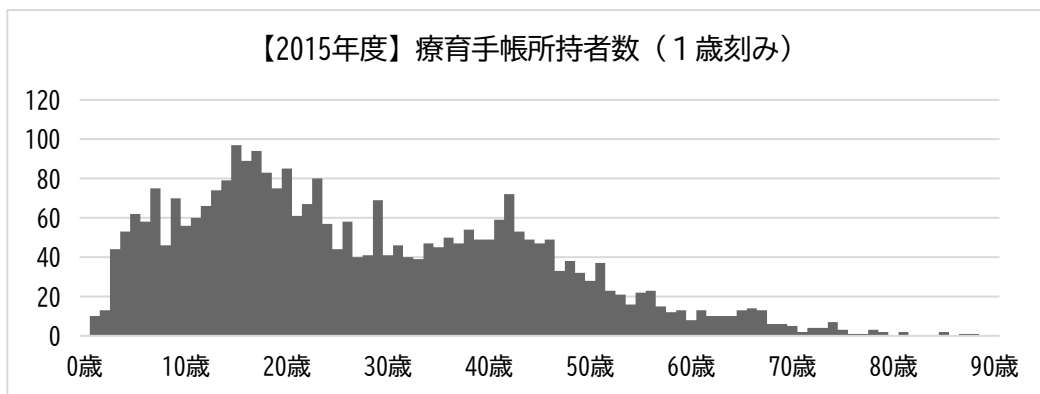


②療育手帳所持者数

船橋市における療育手帳所持者数は2020年度末で3,698人です。

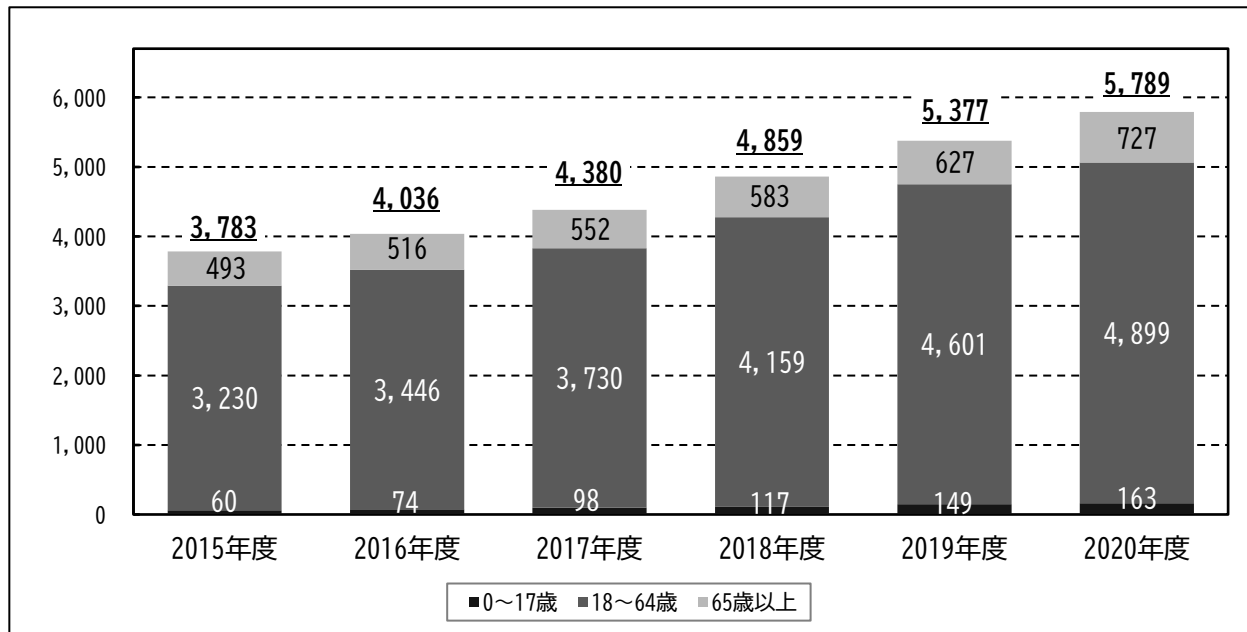


・療育手帳所持者数（1歳刻み）の推移

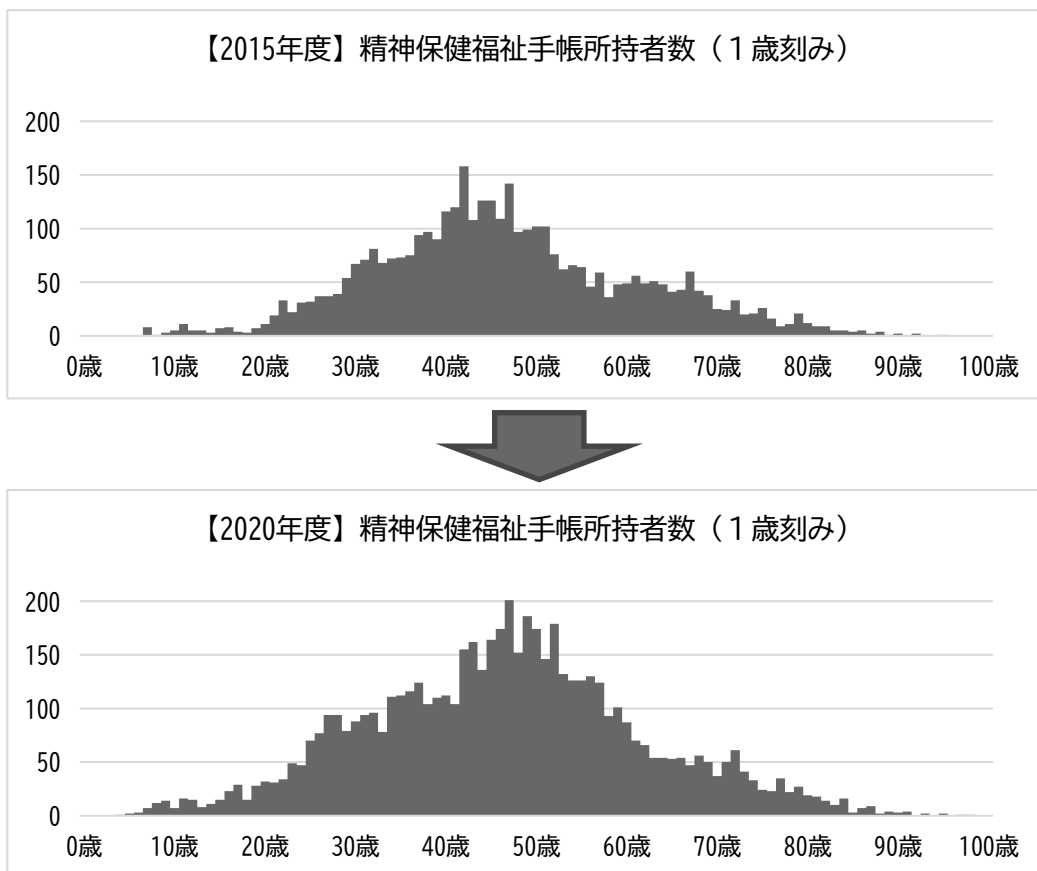


③精神障害者保健福祉手帳所持者数⁶

船橋市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は2020年度末で5,789人です。



・精神保健福祉手帳所持者数（1歳刻み）の推移



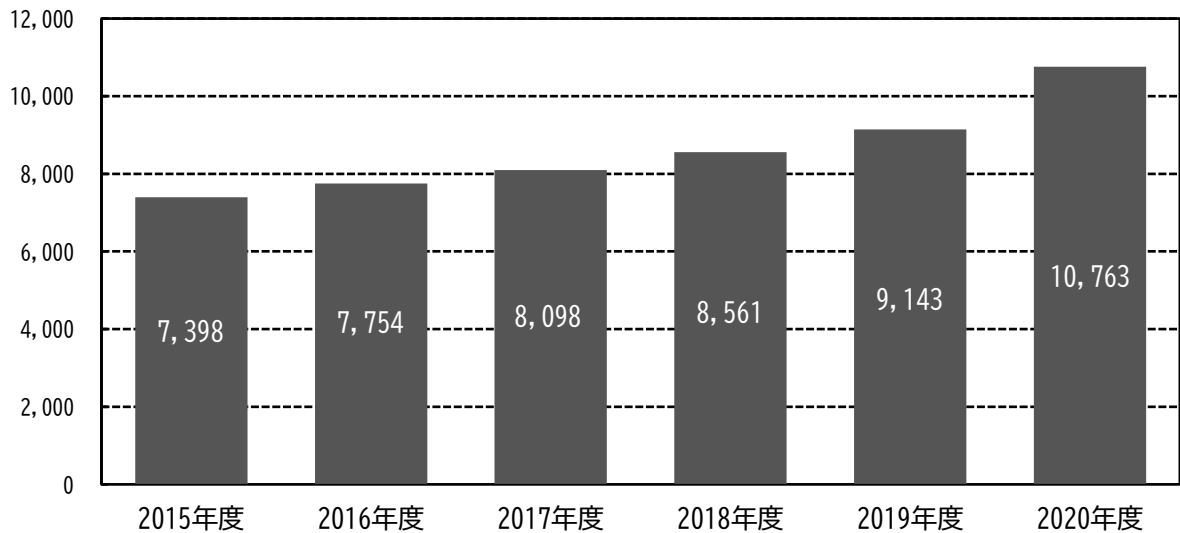
⁶ 資料：千葉県精神保健福祉センター「第45条手帳所持者の状況」をもとに船橋市障害福祉課で作成

(3) 医療費助成制度の受給者証所持者数⁷の推移

①自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数⁸

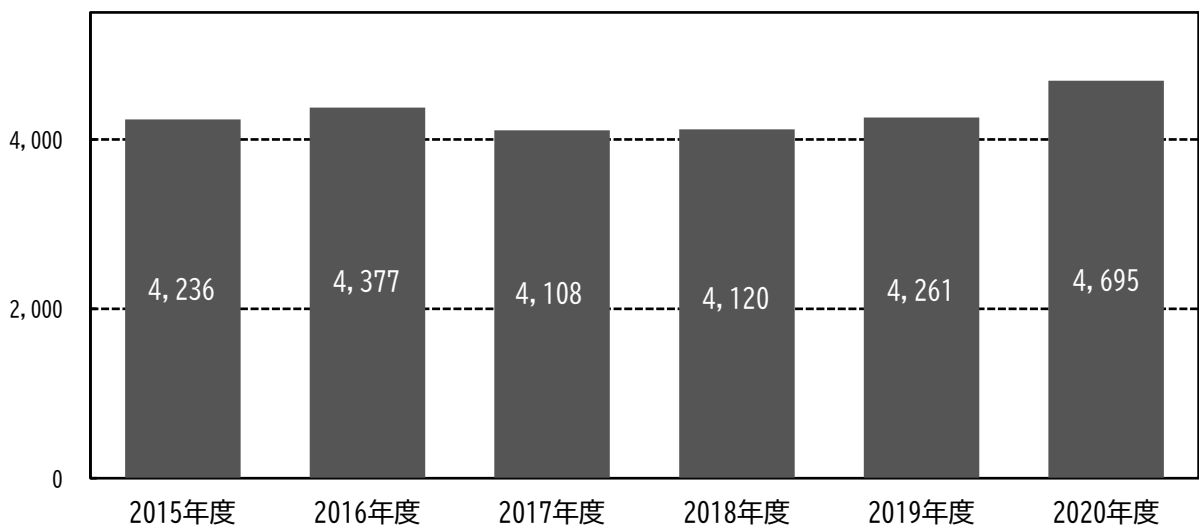
船橋市における精神通院受給者証所持者数は2020年度末で10,763人です。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況等に鑑み、受給者証の有効期間を1年間延長する措置が講じられたため、2020年度末の数値が増加したと考えられます。



②指定難病医療費助成制度の受給者証所持者数

船橋市における指定難病医療費助成制度の受給者数は2020年度末で4,695人です。



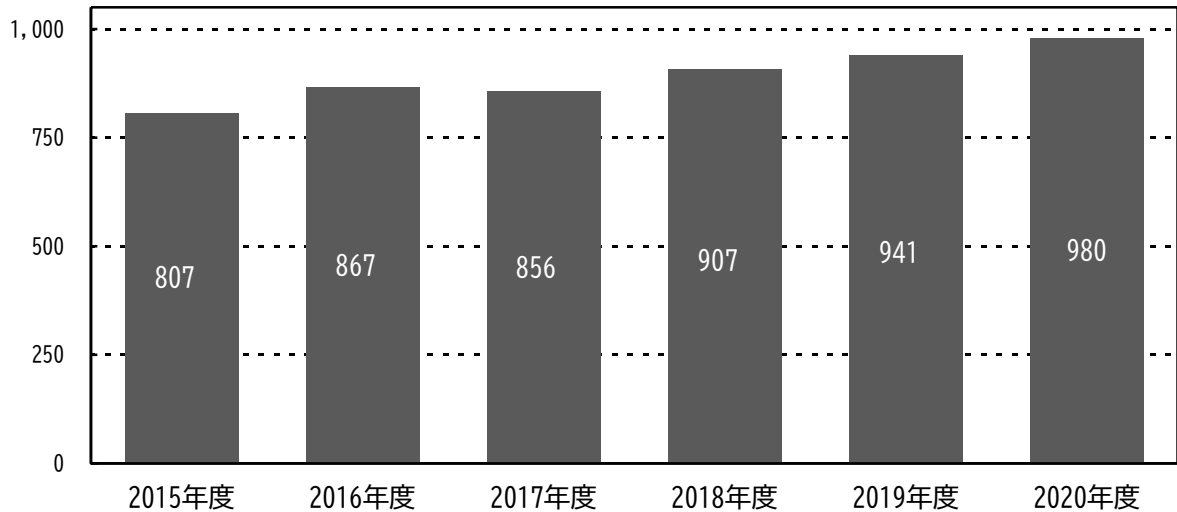
⁷ その年度の3月31日時点の数値

⁸ 資料：千葉県精神保健福祉センター「自立支援医療（精神通院医療）市町村別年間受給者数」をもとに船橋市障害福祉課で作成

(4) 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用人数⁹の推移

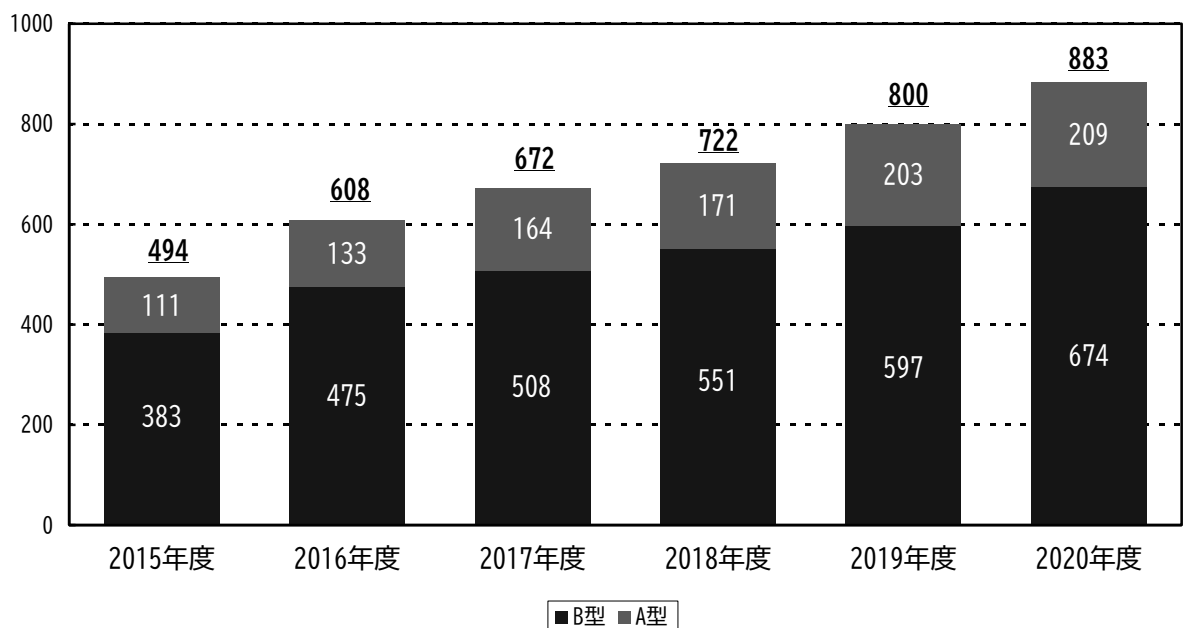
①生活介護の利用人数

障害のある人が日中に通所し、創作的活動などを行う生活介護の利用人数は2020年度末で980人です。



②就労継続支援の利用人数

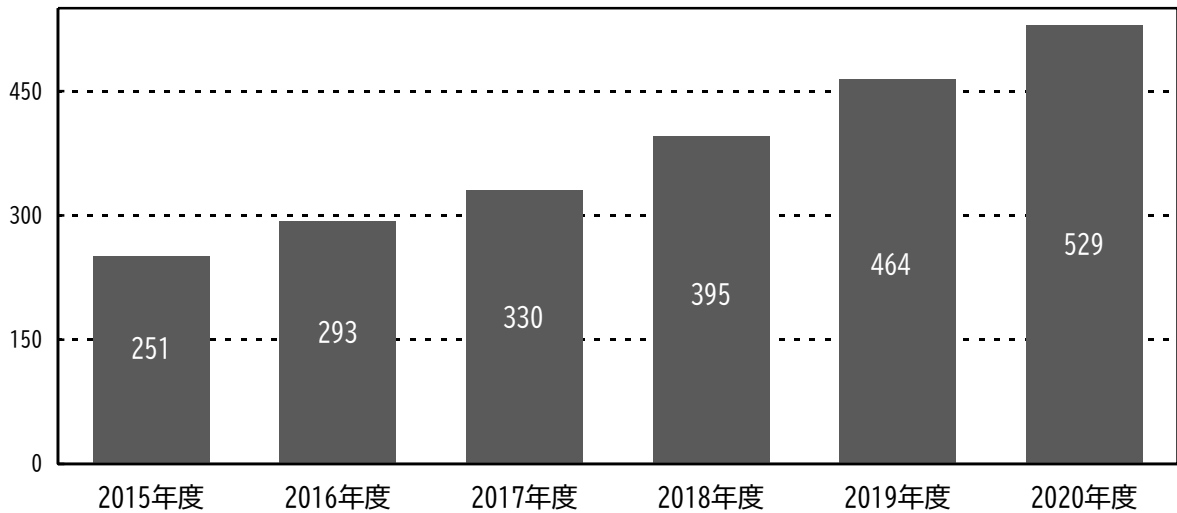
障害のある人の福祉的就労の場として就労継続支援があります。就労継続支援は、雇用契約に基づくA型と雇用契約に基づかない生産活動の場であるB型があります。A型の利用人数は2020年度末で209人、B型の利用人数は2020年度末で674人です。



⁹ 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用人数は、その年度の3月の数値

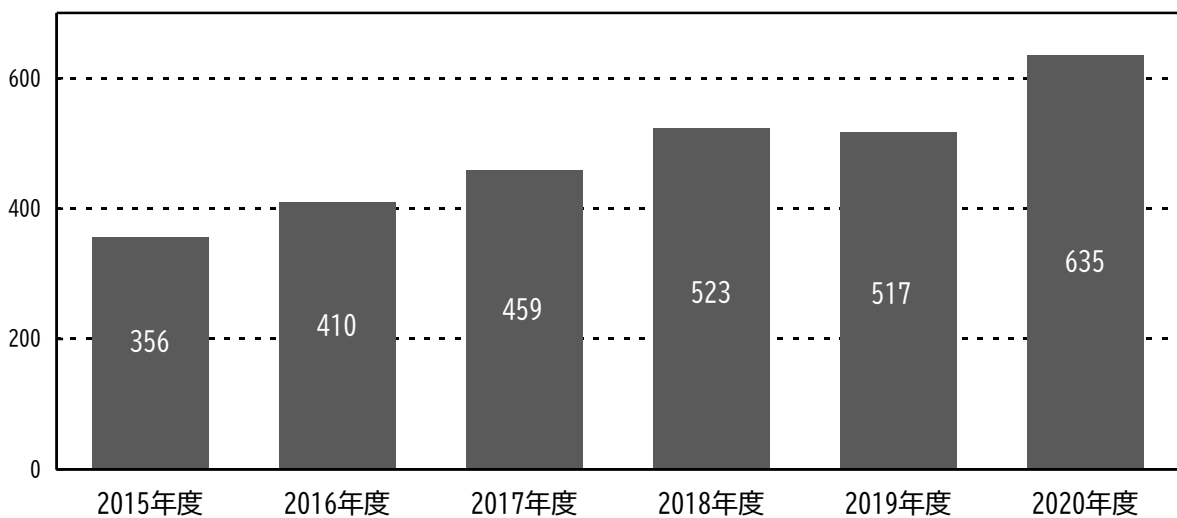
③共同生活援助（グループホーム）の利用人数

障害のある人が共同生活を営む住居であるグループホームの利用人数は2020年度末で529人です。



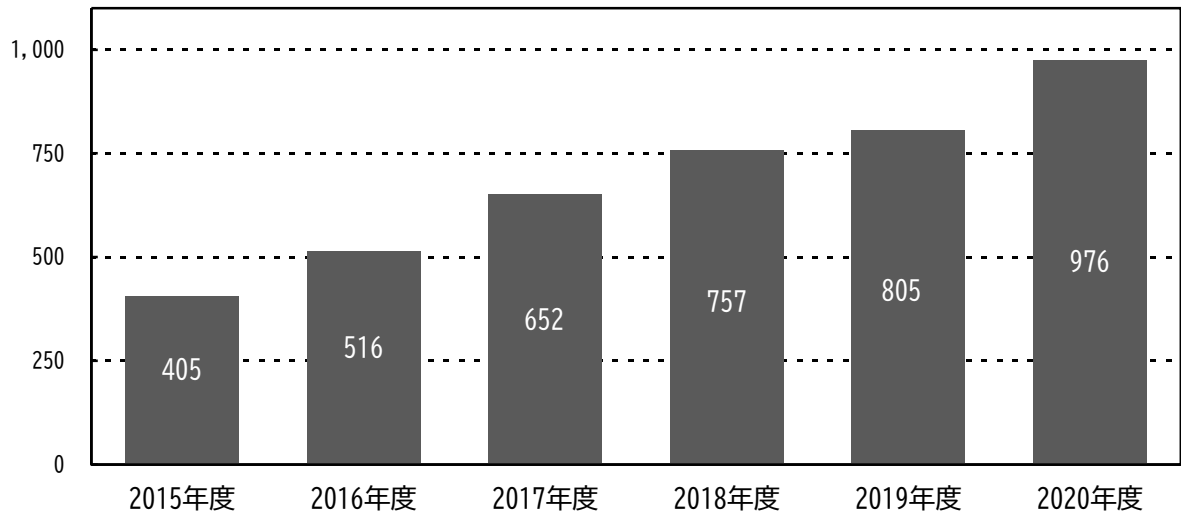
④児童発達支援の利用人数

障害のある子供が通所し、療育を行う場である児童発達支援の利用人数は2020年度末で635人です。



⑤放課後等デイサービスの利用人数

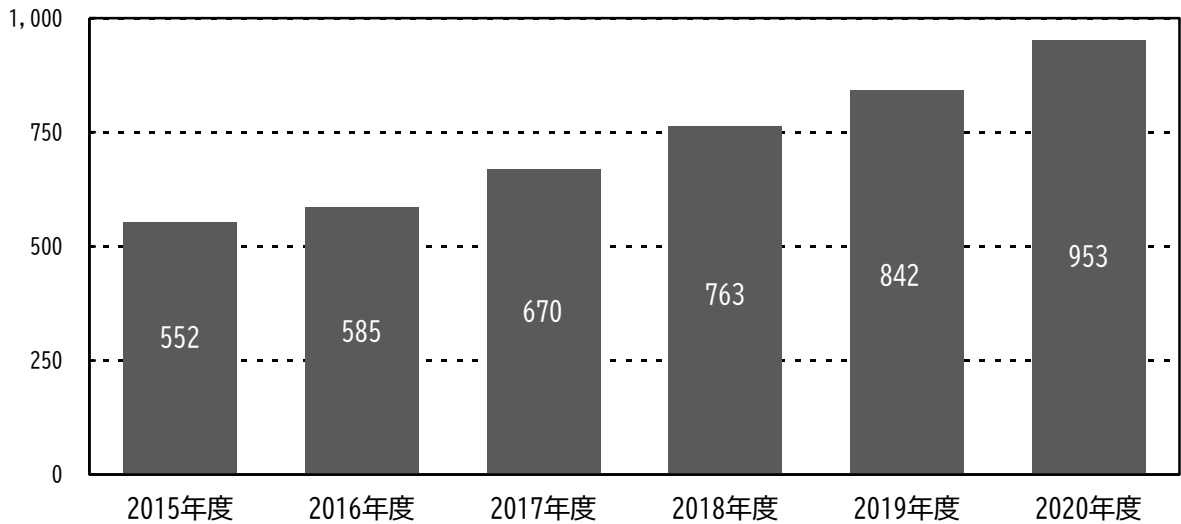
障害のある子供が通所し、療育を行う場である放課後等デイサービスの利用人数は2020年度末で976人です。



(5) 相談支援の利用人数¹⁰の推移

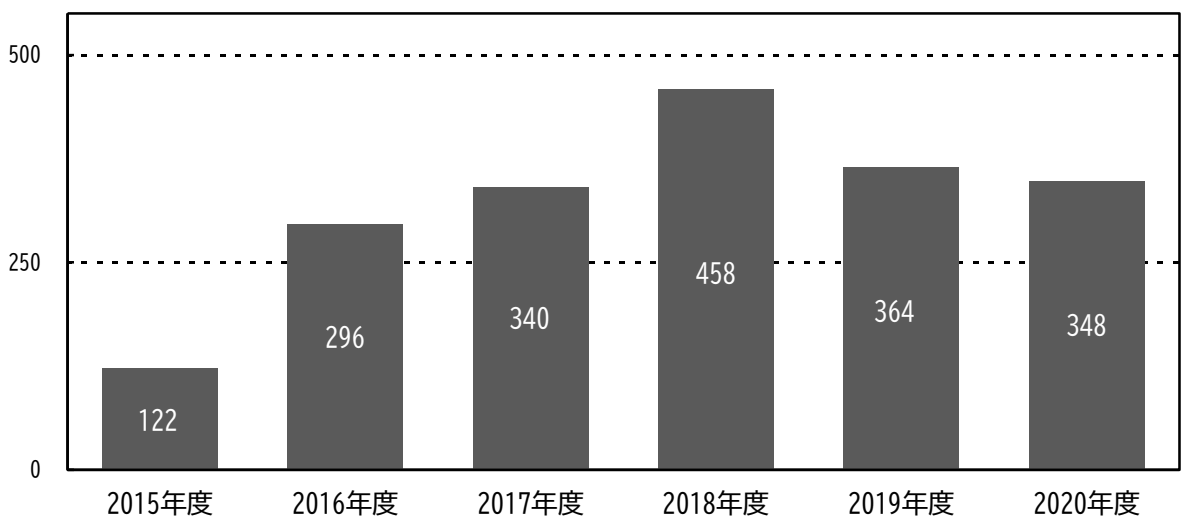
①計画相談支援の利用人数

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するときに、サービスの利用計画案の作成やサービス利用中における連絡調整などを行います。計画相談支援の利用人数は2020年度末で953人です。



②障害児相談支援の利用人数

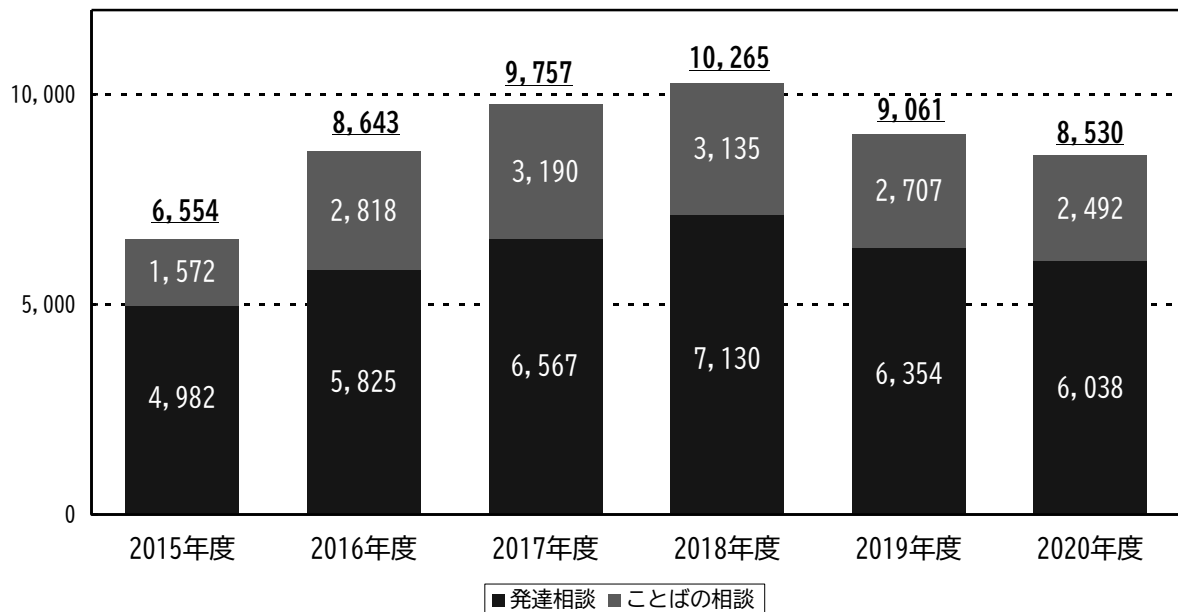
障害児相談支援は、障害のある子供が障害児通所支援を利用するときに、障害児通所支援利用計画案の作成や障害児通所支援利用中における連絡調整などを行います。障害児相談支援の利用人数は2020年度末で348人です。



¹⁰ 計画相談支援及び障害児相談支援の利用人数は、その年度の3月の数値

③こども発達相談センターの相談件数

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前の子供の発達に関する心配事の相談に応じています。こども発達相談センターの2020年度の延べ相談件数は8,530件です。



第 3 章

基本理念・重点課題

1 基本理念

障害の有無によって分け隔てられることなく、
誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現

国の障害者基本計画の理念と障害者施策に関する計画の動向を踏まえ、上記の基本理念としました。

この基本理念の実現にあたり、「障害や障害のある人への理解の促進」「生活に対する不安の解消」「障害のある人が住みやすい生活環境の整備」に取り組む必要があります。

障害のある人が地域で生活するにあたっては、その地域で暮らす人の理解が必要になります。地域での理解を促進するためには、広報・啓発活動に加え、障害のある人もない人も相互に交流を行っていくことが重要です。そのため、学校教育、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどでの交流活動を通じた理解の促進を図ります。

また、障害のある人は医療費の負担が大きい一方で、十分な収入が得られるのかなどの経済的不安、働きたいけれども働くことのできる場がないといった雇用に対する不安、障害のある人やその介護者が高齢になったときにどのように暮らしていけばいいかといった将来への不安など、様々な生活に対する不安を抱えています。障害のある人が自分らしく暮らしていくために、そのような日頃の生活に対する不安を軽減できるように検討していきます。

障害のある人が地域で暮らしていくためには、道路、歩道や建築物などのバリアフリー環境の整備と、安心して生活できる住環境を整えることも重要です。障害のある人が移動しやすい環境を整えることで、日常的な活動や社会への参加の促進にもつながります。障害のある人に配慮したまちづくりを行うことはバリアフリー化の推進につながることから、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちとなります。

本計画では、障害のある人が自らの決定により、社会のあらゆる分野の活動に参加できるような機会を確保し、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目指します。

2 重点課題

基本理念の実現に向け、本市における障害のある人が置かれている状況から3つの重点課題を挙げ、その課題解決に向けた施策に取り組みます。

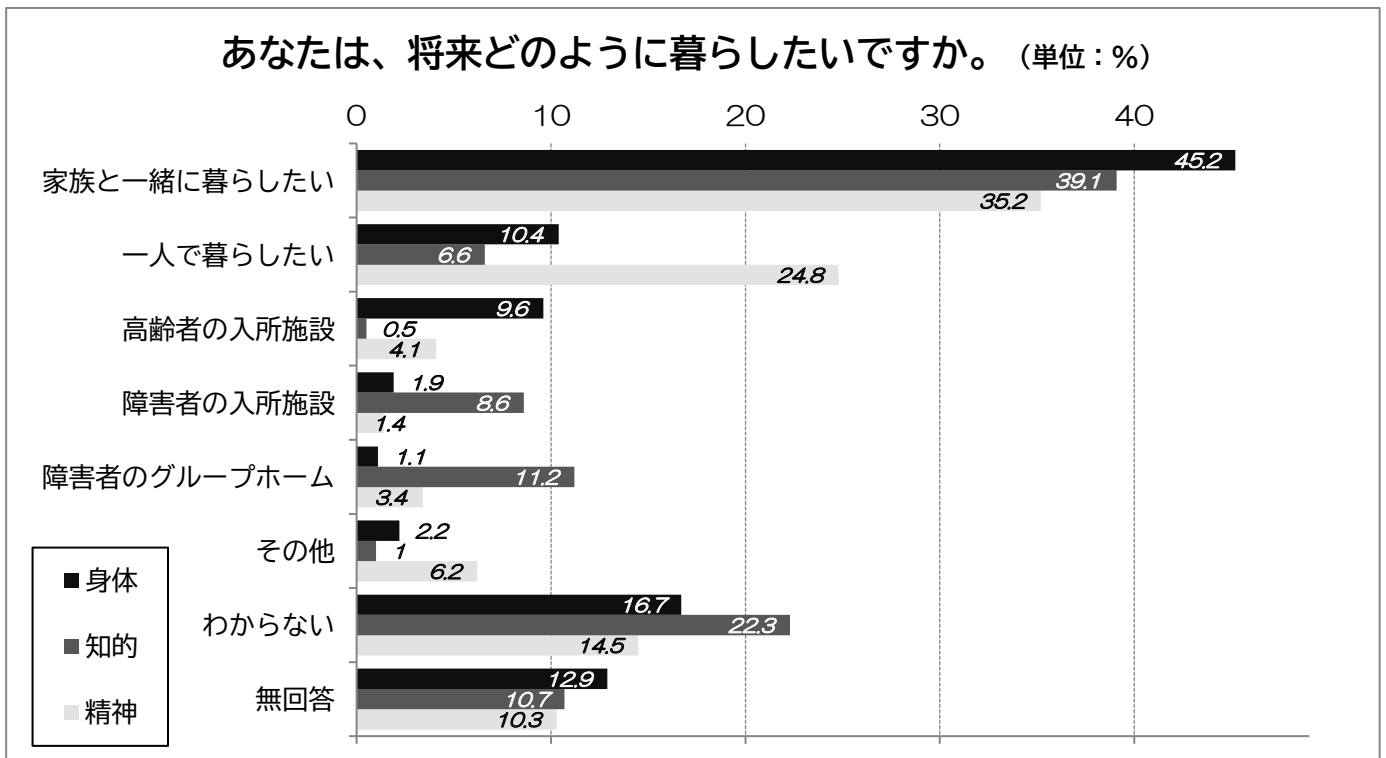
重点課題1 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援

背景

本市の実施した意識調査（以下「アンケート」という。）によると、「あなたは、将来どのように暮らしたいですか」の質問に対して、身体障害者の最も多い回答が「家族と一緒に暮らしたい」で45.2%でした。また、「主な支援者の年齢」についての質問では、「60歳以上」が52.5%となっており、60歳以上が主な支援者である割合が過半数を超えています。

知的障害者、精神障害者のアンケート結果でも将来の暮らし方については、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

住み慣れた地域で家族と一緒に暮らしたいと考えている障害のある人が多い中で、社会における高齢化が急速に進んでおり、障害のある人や介護者の高齢化も同様に進んでいます。



船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書（平成30年1月）より
 （回答数：身体障害者1,445人、知的障害者197人、精神障害者145人）

施策の方針

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する相談支援体制の整備と障害のある人とその介護者の高齢化や親亡き後に備えた取り組みを行います。市民に対して、障害や障害のある人についての理解の促進を図ります。

主な施策

項目	施策の概要
地域生活支援拠点事業の実施	障害のある人やその家族の緊急時に対応できる体制を整え、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援を行います。
相談支援体制の構築	船橋障害者相談支援事業所連絡協議会（FAS-net）での研修会などを通じて、相談支援体制の質的向上を図ります。 また、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、総合相談窓口の複数設置を検討します。
グループホームの充実	グループホーム連絡協議会において既存のグループホームの質的向上を図るとともに、今後必要とされるグループホームの形態を検討し、必要に応じた整備費の補助を行います。
障害者週間記念事業の実施	障害のある人の作品展やステージなどを行う障害者週間記念事業を行い、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。
成年後見制度の利用の推進	船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、法人後見等の受託を行い、権利擁護支援に向けた適切な成年後見制度の利用を促進します。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進	精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、包括ケアシステムの構築に資する取り組みを推進します。

重点課題2 就労支援の推進

背景

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要です。そのため、働く意欲のある障害のある人が適性に応じて働くことができるよう多様な就労の機会が必要です。

アンケートによると、働いている人は身体障害者で 18.1%、知的障害者で 58.8%、精神障害者で 25.7%となっています。知的障害者においては、就労先として最も多いのが障害のある人が通う就労支援施設などの福祉的就労の場となっており、続いて一般就労の障害者枠となっています。

また、一般就労のために必要な支援としては、その人の状態に応じた柔軟な勤務体制の支援と並び、仕事探しから就労までの総合的な相談支援が必要であるとの回答が多くみられました。

あなたは、現在働いていますか。

	全体	(一般就労) (一般枠)	(一般就労) (障害者枠)	臨時雇、パート、 アルバイト、 派遣など	自営業	家庭内職	福祉作業所、就労 支援施設などでの 「福祉的就労」	その他	働いていない	無回答
全体	1,652人 100.0%	91人 5.5%	93人 5.6%	54人 3.3%	45人 2.7%	6人 0.4%	63人 3.8%	17人 1.0%	874人 51.3%	436人 26.4%
身体	1,372人 100.0%	77人 5.6%	59人 4.3%	35人 2.6%	41人 3.0%	5人 0.4%	17人 1.2%	14人 1.0%	712人 51.9%	412人 30.0%
知的	148人 100.0%	1人 0.7%	32人 21.6%	9人 6.1%	0人 0%	0人 0%	42人 28.4%	3人 2.0%	46人 31.1%	15人 10.1%
精神	132人 100.0%	13人 9.8%	2人 1.5%	10人 7.6%	4人 3.0%	1人 0.8%	4人 3.0%	0人 0%	89人 67.4%	9人 6.8%

就労していない理由

※上記設問で「働いていない」と回答した方が回答
※複数回答

	高齢のため	障害が重いため	働く必要がないため	働く場が見つからないため	一人で通勤できないため	自分に合う仕事がないため	好きなことをしたいため	家事・育児・介護のため	人間関係がわずらわしいため	仕事をどこで探しているかわからないため	労働時間が長い	賃金が低い	職場近くの駐車場が見つからないため	車通勤を希望するが、職場近隣の駐車場が見えないため	現在、在学中または職業訓練中のため	その他	無回答
身体	390人 54.8%	166人 23.3%	103人 14.5%	49人 6.9%	37人 5.2%	34人 4.8%	22人 3.1%	19人 2.7%	17人 2.4%	15人 2.1%	8人 1.1%	5人 0.7%	4人 0.6%	3人 0.4%	33人 4.6%	146人 20.5%	
知的	3人 6.5%	17人 37.0%	1人 2.2%	5人 10.9%	4人 8.7%	3人 6.5%	3人 6.5%	1人 2.2%	5人 10.9%	1人 2.2%	0人 0%	1人 2.2%	0人 0%	16人 34.8%	3人 6.5%	3人 6.5%	
精神	10人 11.2%	24人 27.0%	11人 12.4%	18人 20.2%	5人 5.6%	13人 14.6%	5人 5.6%	5人 5.6%	6人 6.7%	10人 11.2%	6人 6.7%	3人 3.4%	0人 0%	2人 2.2%	17人 19.1%	17人 19.1%	

船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書（平成30年1月）より

施策の方針

働く意欲のある障害のある人がその適性に依じて能力を発揮することができるように、一般就労の支援や就労継続支援B型等の福祉的就労の工賃の水準の向上を図ります。適切な就労相談を受けられるような環境整備を行い、就労後の定着に向けた支援を行います。

主な施策

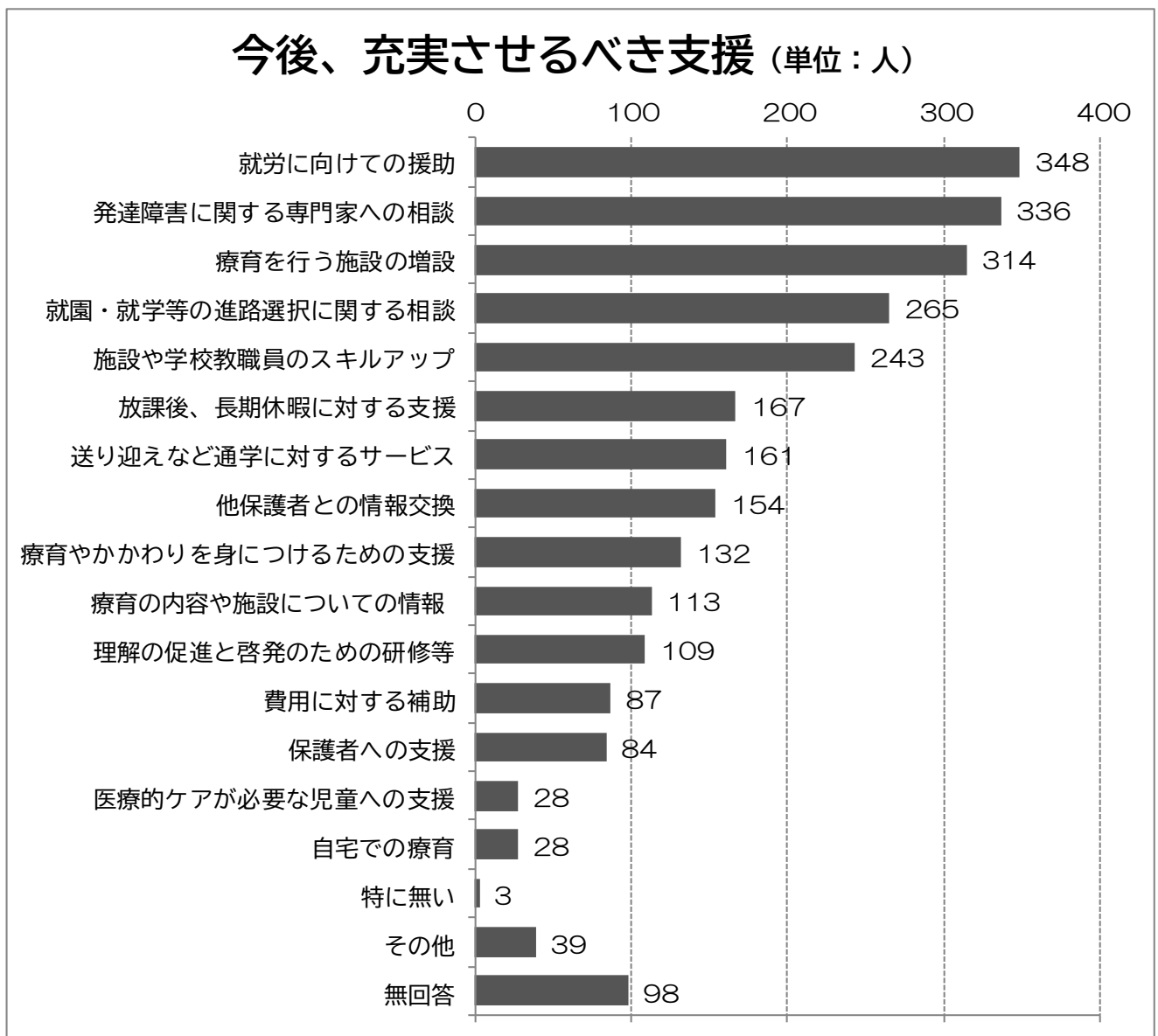
項目	施策の概要
障害者就業・生活支援センターの充実	障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図ります。
就労定着に向けた支援	就労定着支援サービスの活用に加え、障害福祉サービスを提供する事業所の職員が一般就労に対する支援の知識を身に付けられるよう、ジョブサポーター養成研修を実施します。
障害者雇用促進就職面接会の開催	公共職業安定所（ハローワーク）とともに、障害者雇用促進就職面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。
障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達	毎年「船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、行政における調達金額などの目標を定め、障害者就労施設等から物品の調達や業務の委託を進めます。

重点課題3 障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実

背景

発達障害等が広く認知されるようになり、子供の発達に関する相談件数や、障害児通所支援の利用者は、引き続き増加傾向が見込まれ、さらなる支援体制の拡充が必要です。

また、障害児通所支援を利用している児童の保護者に向けたアンケートでは、「今後、どのような支援を充実させるべきだと思いますか」の質問に対して「発達障害に関する専門家への相談」や「療育を行う施設の増設」のほか、「就園・就学等の進路選択に関する相談」や「就労に向けての援助」といったライフステージの移行期にかかる支援を求める回答が多く見られました。



船橋市障害児通所支援サービス利用等状況調査 集計情報 (平成30年度実施)

施策の方針

障害のある子供の健やかな成長・発達を支援するため、身近な地域でライフステージに合わせた質の高い専門的な支援を受けられるよう、相談支援体制、療育支援体制の充実化を図ります。

主な施策

項目	施策の概要
相談支援体制の充実	こども発達相談センターの体制強化と業務の効率化を図るとともに、医療機関や民間施設との連携にも努め、相談待ちの状況を軽減します。また、特別な配慮を要する子供の就学及び教育について、総合教育センターとこども発達相談センターが連携し、就学相談会を開催するなど、適切な教育が受けられるよう支援します。あわせて、保育所等への巡回相談を実施することで地域での子供の発達に関する指導力の向上を図ります。
療育支援体制の充実	児童発達支援センターを核とし、ひまわり・たんぼぼ親子教室や東・西簡易マザーズホーム等の障害児通所支援事業所で、子供の発達状況に応じた専門的な支援を実施します。
途切れることのない一貫した支援	入学や進学、卒業、その後の自立など、ライフステージの移行により、支援者が変わって支援が途切れてしまわないよう、母子保健部署や教育委員会等と連携して相談体制や情報共有のあり方を検討し、切れ目のない支援を提供します。
心のバリアフリーの推進	市民のための講演会を開催する等、様々な機会を通じて発達が気になる子供や障害のある子供への理解を深め、子供がスムーズに集団生活が送れるよう支援し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していきます。

第 4 章

推進体制

1 連携・協力の確保

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すべく計画の推進を図るためには、市民や関係団体との連携・協力が不可欠です。障害者団体や市民等の要望・意見を施策の実施に反映させるよう努め、それぞれの情報を共有するとともに、自主的・主体的な取り組みを支援し協働による施策の推進を図ります。

国・県などの関係機関との連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施策の推進を図るほか、各種制度の充実や財源の確保などをこれらの機関に要請します。

また、周辺自治体と情報交換などを行うことにより、共通の施策の推進や課題についての検討を行います。

2 理解の促進、広報・啓発活動の推進

「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指すためには、すべての市民が、障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を持つことが重要です。

そのためには、さまざまな機会をとらえて、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害等の障害特性や、外見からはわかりにくい障害についての正しい理解や認識のための広報・啓発を行うとともに、子供のころから障害のある人となない人との交流などを促進していくことが必要となります。

障害者基本法に定められた障害者週間記念事業の実施を中心に、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

また、障害のある人本人や支援者による活動を推進するため、障害福祉団体などが行う理解啓発活動に対し、市が積極的に支援を行います。

3 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策の実施については、障害のある人やその家族をはじめとする関係者の意見を聴きつつ、各論で示した施策の方向性に沿うよう、また本計画の（別表）成果目標を達成するよう施策の実施に努めます。

本計画の着実な推進を図るため、毎年度の実施状況及び効果を把握・評価し、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。また、それらの結果に応じ、取り組みの見直しなどを行います。

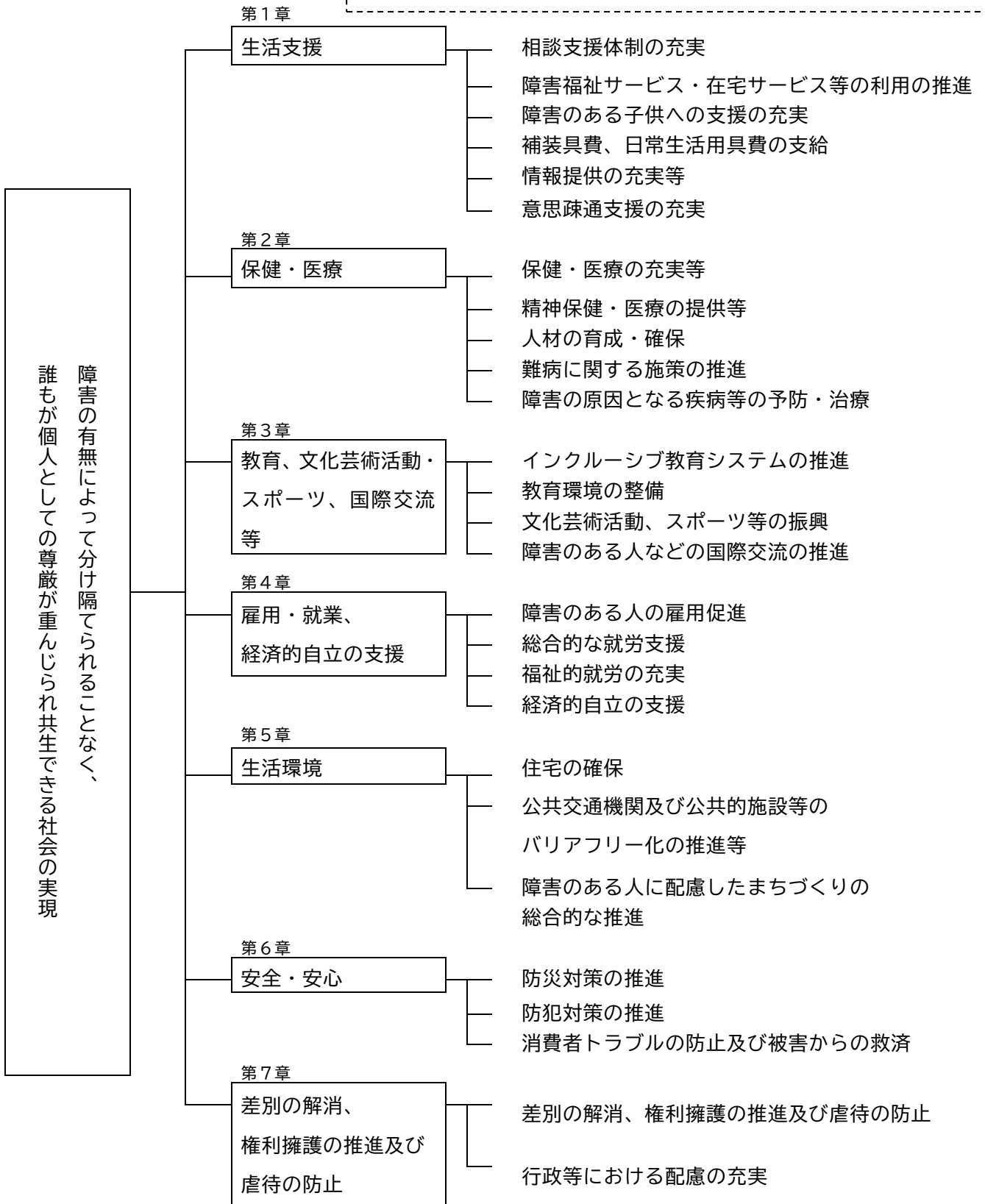
4 環境の変化に対応した施策の推進

計画の策定内容に大きく影響を及ぼす国の制度改正や、新型コロナウイルス感染症等による生活様式の見直しなど、障害のある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合にも柔軟に対応し、各施策を推進していきます。

施策の体系

<重点課題>

1. 住み慣れた地域で安心して暮らすための支援
2. 就労支援の推進
3. 障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実



第2部 各 論

第 1 章

生活支援

1 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現に向け、障害のある人の意思決定を支援するため、相談支援体制の充実を図ります。また、地域移行を推進し、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられる取組みを進めるとともに、誰もが個人としての尊厳が重んじられた日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種支援の充実に取り組みます。

相談支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が中心となり、障害のある人等の地域生活全般に関する問題についての相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行っています。相談件数が著しく増加していることから、市内に複数の相談窓口を新たに設置し、相談者の利便性を向上させるとともに支援の質の向上を図ります。

加えて、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えて、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業を実施し、相談や緊急時の受け入れ等の様々な支援を市内事業所や関係機関で行える体制を整備します。

また、障害福祉サービス等の利用の推進や障害のある子供への支援の充実を図るとともに、それを支える障害福祉人材の育成・確保等にも取り組みます。

さらに、補装具費、日常生活用具費の支給を行うことで生活の質の向上を図るとともに、円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう情報提供や意思疎通の支援を行います。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進
- (3) 障害のある子供への支援の充実
- (4) 補装具費、日常生活用具費の支給
- (5) 情報提供の充実等
- (6) 意思疎通支援の充実

2 現状と施策の方向性について

(1) 相談支援体制の充実

項目	現状	施策の方向性
<p>1. 船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備</p>	<p>①関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を船橋市自立支援協議会にて行っています。</p>	<p>①船橋市自立支援協議会にて専門部会の報告等を踏まえた検討を行い、障害福祉施策に関する協議を行うとともに、関係機関等の相互の連絡や障害者施策等に関する情報共有を図ることにより、連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備を図ります。</p> <p>また、障害のある人が住み慣れた地域で暮らすため、地域の相談支援体制について検討します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
	<p>②船橋市自立支援協議会に専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っています。</p>	<p>②船橋市自立支援協議会専門部会において、障害者支援等における課題等を共有するとともに、改善方策について協議を行い、船橋市自立支援協議会への報告を通じて施策の立案や改善に結び付けます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課、療育支援課</p>

項目	現状	施策の方向性
2. 相談支援体制の充実	①船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。	①船橋障害者相談支援事業所連絡協議会での研修会や制度の研究を通じて相談支援体制の質的向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課、療育支援課
	②「ふらっと船橋」において障害者(児)総合相談支援事業を行っています。市内全域に利用者が増加していることを踏まえ、令和2年度に新たな相談窓口を設置し、支援の質の向上を図っています。	②障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、地域の社会資源を活かして市内の各地域に新たな相談窓口を複数設置し、相談者の利便性を向上するとともに、相談員の配置を充実させることにより、支援の質の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
<p>3. 計画相談支援の推進</p>	<p>障害のある人や障害のある子供の心身の状況やサービス利用の意向を踏まえたサービス等利用計画及び障害児支援利用計画が作成されるよう、障害福祉サービス及び障害児通所支援の新規利用時や更新時などに計画相談支援及び障害児相談支援の利用を推進しています。</p>	<p>利用者に対しては、サービスの申請時のほか市のホームページや障害福祉のしおり、ケースワーカーなどを通じて周知を行い、障害のある人や障害のある子供とその家族に対する計画相談支援及び障害児相談支援の充実に努めています。サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成を行う指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」などと連携を図りながら取り組みます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課、療育支援課</p>

項目	現状	施策の方向性
4. 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」による相談支援の充実	基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が、地域の相談支援の中核的な役割を担っています。	基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、相談支援における困難事例への助言、関係者間の連携・調整など相談支援体制の充実を図ります。 [担当課] 障害福祉課
5. 障害者相談員による相談の実施	身体障害者相談員及び知的障害者相談員による相談を行っています。	障害者相談員に対する研修を定期的実施し、障害のある人やその家族にとって身近な地域で相談できる障害者相談員による相談の充実を図ります。 [担当課] 障害福祉課

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

項目	現状	施策の方向性
<p>1. 障害福祉サービス等の充実</p>	<p>障害のある人の個々のニーズや実態に応じ、障害福祉サービス等の支援を行っています。</p>	<p>サービス等利用計画を活用して、障害のある人の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用推進を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。</p> <p>また、通所事業所や短期入所等の障害福祉サービス事業所は今後も需要が見込まれることから、社会福祉法人等で構成される「船橋市障害福祉施設連絡協議会」などの意見を踏まえ、医療的ケアが必要な人も含め受け入れ先の確保に向けた取組みの検討を行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
<p>2. グループホームの充実</p>	<p>①地域移行の推進を図るため、スプリンクラー設置費の補助等、グループホームの整備費の補助を行っています。</p>	<p>①地域移行の推進を図るため、スプリンクラー設置費の補助を行うとともに、グループホームの新規設置については必要に応じた整備費の補助を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
	<p>②障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費等の補助を行っています。</p>	<p>②障害福祉サービス等に係る報酬改定等の社会情勢の変化に応じて検討を行い、グループホームの運営費等の補助を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
	<p>③グループホーム間の連携やサービスの質の向上のため、船橋市グループホーム連絡協議会において情報の集約や勉強会を開催しています。</p>	<p>③船橋市グループホーム連絡協議会において、情報の共有や勉強会を行うことで、グループホーム間の連携強化と資質向上を図るとともに、各グループホームの空き状況等を集約することで、グループホーム利用に係る手続きの円滑化を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
<p>3. 福祉ホーム・生活ホームによる支援</p>	<p>福祉ホーム・生活ホームにより障害のある人への居室提供及び日常生活に必要な支援を行っています。</p>	<p>福祉ホーム・生活ホームによる居室の提供及び日常生活の援助を行います。</p> <p>また、生活ホームについてはグループホームへの移行を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
<p>4. グループホーム等入居者 家賃補助の実施</p>	<p>障害のある人の自立を促進するため、グループホーム・生活ホームに入居している障害のある人に対して家賃の一部を補助しています。</p>	<p>グループホーム・生活ホームの家賃補助を行うことにより、障害のある人のグループホーム・生活ホームでの生活を支援し、障害のある人の地域移行を推進します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
<p>5. 難病患者に対する障害福祉サービス等の支援</p>	<p>障害者総合支援法では、難病患者も障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に含まれているため、難病患者に対しても障害福祉サービス等の支援を行っています。</p>	<p>難病患者に対する障害福祉サービス等の周知を行うとともに支援を推進します。</p> <p>また、対象疾患拡大等の動きにも適切に対応します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
<p>6. 障害福祉を支える人材の確保</p>	<p>障害福祉サービス等に従事する職員を確保するため、就職説明会の開催やEPA（経済連携協定）による外国人介護福祉士候補者の受け入れに係る費用の助成を事業所に対して行っています。</p> <p>また、介護職員初任者研修や実務者研修の修了者に対して受講料等の費用助成を行っています。</p>	<p>説明会の開催や補助を行うことで障害福祉サービス及び地域生活支援事業に従事する職員の確保を図ります。</p> <p>また、人材確保のための方策について検討します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課、療育支援課</p>

項目	現状	施策の方向性
7. 重度化・高齢化への対応	①地域で生活する障害のある人やその家族が安心して地域で生活し続けられるための支援体制を整えるために、地域生活支援拠点事業を実施しています。	①障害のある人やその家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、緊急時の相談や短期入所の一時受け入れの調整を行うコーディネーターを配置し、地域全体で支える体制を整えます。 [担当課] 障害福祉課
	②障害の重度化、重複化に対応するため、専門職員の配置を行っています。	②サービスの継続性の観点から、障害の重度化、重複化に対応するため専門職員を配置します。 [担当課] 療育支援課
	③重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成することにより、重度身体障害者の受け入れ先の確保を行っています。	③重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成することにより、重度身体障害者の受け入れ先の確保を行います。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
	<p>④障害のある人の高齢化に対して、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。</p>	<p>④介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行えるよう関係機関との連携を図るとともに、高齢化に対する課題の把握に努めていきます。</p> <p>また、親亡き後の不安を解消するための取組みとして、地域での生活の場であるグループホームの整備や将来に渡り様々なサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用推進を図ります。</p> <p>[担当課] 介護保険課、障害福祉課</p>
<p>8. 成年後見制度の利用の推進</p>	<p>船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。</p>	<p>船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、権利擁護支援に向けた適切な成年後見制度の利用を促進します。</p> <p>[担当課] 地域保健課、障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
9. 困難事例への対応について	<p>多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められた強度行動障害者の支援を行う施設に対して、市独自に運営費の補助を行っています。</p>	<p>強度行動障害者の支援を行う施設の支援については、適宜見直しを図り、適切な支援を行います。</p> <p>また、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所等）を退所した障害のある人に対する支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に地域移行・地域定着に向けた取り組み及び支援を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
10. 生活訓練等事業の推進	<p>視覚障害者、特に中途失明者に対し、日常生活に必要な相談・訓練指導を行うことにより、視覚障害者の自立社会参加の促進を図っています。</p>	<p>生活訓練等事業については、視覚障害者の状況に合わせた相談・訓練指導を実施し、その利用の推進を図りながら、視覚障害者の自立社会参加の促進を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
11. 障害児等療育支援事業の推進	<p>在宅の障害のある子供、障害のある人の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等により、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行っています。</p>	<p>障害福祉サービスの利用を促進する観点から、障害児等療育支援事業の受託事業所数の増加を図るなど、障害のある人とその家族が利用しやすい環境整備を推進します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
1 2. 精神障害者の社会復帰 施策の推進	回復途上の精神障害者の社会生活への適応力を高めることなどを目的に、デイケアクラブを実施しています。	デイケアクラブを実施し、精神障害者の社会復帰を支援します。 [担当課] 地域保健課
1 3. 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築 推進	精神障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行います。	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための支援体制について検討します。 [担当課] 地域保健課、障害福祉課
1 4. 一時介護の実施	障害のある人が福祉施設などに有料で一時的な介護を依頼した場合、その費用の一部を助成することにより、障害のある人及びその保護者の福祉の増進を図っています。	障害のある人を介護している家族が病気等の理由で一時的に介護が困難となった時、または自活する障害のある人が一時的に介護が必要となった時、福祉施設または福祉団体に介護を依頼した場合にその費用を助成することにより、障害のある人とその保護者の福祉の増進を図ります。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
15. 障害者等日中一時支援事業の充実	障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等のための支援を行っています。	障害のある人の日中活動の場の確保のため日中一時支援を継続して実施し、障害のある人の家族の就労支援及び一時的な休息等の支援を行います。 [担当課] 障害福祉課
16. 重度身体障害者等入浴サービス事業の充実	重度身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行っています。	自宅での入浴が困難な重度身体障害者等に対して、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図る重度身体障害者等入浴サービス事業を継続して実施します。 [担当課] 障害福祉課
17. 障害者等移動支援事業の充実	屋外での移動が困難な障害のある人及び障害のある子供が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行っています。	障害のある人の社会参加や通学等のための移動に対する支援は不可欠であることから、障害のある人が必要な場面で支援を受けられるよう利用方法について検討するとともに、移動支援事業を継続して実施します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
18. リフトカーによる移動支援の実施	福祉リフトカーの利用支援を行い、障害のある人の社会参加を促す外出支援を行っています。	効率的な利用方法を図りつつ、重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のための利用に供することにより、重度身体障害者及びねたきり老人等の社会参加のための外出の支援を行います。 [担当課] 障害福祉課
19. 福祉タクシー利用料金の助成	重度の障害のある人に、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図っています。	乗用タクシー及び車椅子や介護ベッドを積むことのできる福祉タクシー利用料金の一部の助成を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図ります。 [担当課] 障害福祉課
20. 自動車改造費及び自動車免許取得費の助成	身体に障害のある人が、自ら運転する自動車の改造を行う場合や、自動車運転免許を取得した場合に、改造費や免許取得費の一部を助成しています。	身体に障害のある人が、自動車を運転することにより社会参加が可能になるため、障害のある人が自ら運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
21. 障害者施設等通所交通費の助成	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。 [担当課] 障害福祉課、療育支援課
22. 船橋市福祉有償運送運営協議会の開催	運送者からの申し出により、船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議しています。	船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送について必要性及び安全性の確保並びに利便性の確保に係る方策等の協議を行います。 また、事業者に対し福祉有償運送の相談・指導を行います。 [担当課] 地域福祉課
23. 食の自立支援事業の実施	身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に食事を届けるほか、栄養士が食生活に関する相談に応じる、食の自立支援事業を行っています。	一人暮らし等の身体障害者の食の自立がさらに推進されるように、食事内容について継続して見直しをしつつ、食の自立に必要な支援を実施します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
24. ふれあい収集の実施	日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集を行っています。	日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、戸別収集を行うことで、ごみ出しに関する負担を軽減します。 [担当課] 資源循環課
25. クリーンサポート収集の実施	障害のある人のみの世帯等で自分たちで粗大ごみを収集場所まで運ぶことができないときに、屋内からの持ち出し収集を行っています。	周りの方からの支援を受けられず、自力で粗大ごみを出すことが困難な障害のある人のみの世帯等を対象に、屋内からの持ち出し収集を行うことで、ごみ出しに関する負担を軽減します。 [担当課] クリーン推進課

(3) 障害のある子供への支援の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 療育支援体制の整備	こども発達相談センターを基幹とし、福祉、教育部門などの周辺関係機関との連携を強化し、広く支援体制を整備することで、総合的・一貫性のある療育支援体制の充実を図っています。	連携を強化するための会議等を開催し、療育支援体制の整備を図ります。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
2. 切れ目のない指導・支援の充実	子供の成育歴や支援内容を記録するライフサポートファイルの活用を促しています。また、ライフステージの移行期の支援として保育所等訪問支援や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供が幼稚園や保育所、小学校等の集団生活に適応するための支援をしています。	支援機関間で必要な情報を共有するため、ライフサポートファイルの利用を促します。また、保育所等訪問支援や「引継ぎのための連絡票」を活用することにより、障害のある子供が幼稚園や保育所、小学校等の集団生活に適応するための支援の充実を図ります。 [担当課] 療育支援課、総合教育センター
3. 児童発達支援の実施	未就学の障害のある子供に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行っています。	児童発達支援を実施し、障害のある子供の日常生活動作に必要な能力の向上等を図ります。 [担当課] 療育支援課
4. 放課後等デイサービスの実施	就学している障害のある子供に対し、生活能力の向上を図るため、コミュニケーションの促進や必要な訓練を行っています。	放課後等デイサービスを実施し、障害のある子供の生活能力の向上を図ります。 [担当課] 療育支援課
5. 保育所等訪問支援の実施	保育所等に通う障害のある子供の集団生活への適応のため、訪問支援員が支援方法等の指導等を行っています。	保育所等訪問支援を実施し、障害のある子供の集団生活への適応を図ります。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
6. 居宅訪問型児童発達支援の実施	外出が著しく困難な重度の障害等の状態にある子供の居宅を訪問し、児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を行っています。	居宅訪問型児童発達支援を実施し、外出が著しく困難な重度の障害等の状態にある子供の生活能力の向上や相談援助を通じた家族支援の充実を図ります。 [担当課] 療育支援課
7. 早期発見・早期療育の充実	心理発達相談員などの専門職の個別相談、電話相談により、保護者の悩みに寄り添いつつ、適切に療育につなげています。	心理発達相談員などの専門職が個別相談、電話相談を行い、療育が必要な子供とその保護者を支え、適切に療育につなげます。 [担当課] 療育支援課
8. 療育内容の充実	療育支援に係る知識や具体的な支援方法についての指導啓発のために巡回相談や発達支援のための講演会を行うことにより、子供に対して効果的な支援ができるよう努めています。また、家族への支援として、保護者が子供への対応方法を学ぶペアレントトレーニングを実施しています。	幼稚園・保育所等の職員に対して巡回相談や発達支援のための講演会を開催し、職員の資質の向上を図り、子供に対して効果的な支援ができるようにします。また、継続してペアレントトレーニングを実施することにより、家族への支援の充実を図ります。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
9. 保育所における障害のある児童の受け入れ	<p>「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行っています。</p> <p>また、保育所のバリアフリー化を推進しています。</p>	<p>「船橋市発達支援保育実施要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行います。</p> <p>また、保育所のバリアフリー化を推進します。</p> <p>[担当課] 公立保育園管理課</p>
10. 幼稚園における障害のある児童の受け入れ	<p>障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、それにかかわる経費の一部の補助を行っています。</p>	<p>障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園における障害のある児童の受け入れに対する支援を行います。</p> <p>[担当課] 学務課</p>
11. 放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ	<p>障害のある児童の受け入れの際に、児童の障害の程度に応じて職員の加配などを行っています。</p>	<p>職員の加配を行うなど障害のある児童の受け入れを行います。</p> <p>[担当課] 地域子育て支援課</p>

(4) 補装具費、日常生活用具費の支給

項目	現状	施策の方向性
1. 補装具費の支給	障害のある人の身体機能を補完または代替する補装具費の購入、借受け、または修理のため、補装具費の支給を行っています。	補装具費について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課
2. 日常生活用具費の支給	障害のある人の日常生活や社会生活の便宜を図るために日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っています。	日常生活用具費や日常生活用具取付費用について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課

(5) 情報提供の充実等

項目	現状	施策の方向性
1. 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク(Fネット)事業の実施	聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を実施しています。	ふなばし情報メールなどの普及を図りつつ、ファクシミリを利用した情報提供を推進します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
2. 図書利用の支援	①身体障害者福祉センターにて声の図書や点字図書の貸し出しを行っています。	①声の図書・点字図書の貸し出しを行います。 [担当課] 障害福祉課
	②障害があり図書館に行くことが困難な人に対し、図書の宅配を行っています。	②図書の宅配サービスを行います。 [担当課] 図書館
	③視覚障害者に対し、録音図書等（朗読CD、カセットブック、点字図書、デイジー図書）や大活字本の貸し出しを行っています。また、対面朗読ができる部屋を提供しています。	③録音図書等の貸し出しや対面朗読室の提供を行います。 [担当課] 図書館
3. 点字広報・声の広報の発行	広報ふなばしの点字版・録音版を発行することによる情報提供の推進を図っています。	点字広報・声の広報を発行することによる情報提供の推進を図ります。 [担当課] 広報課
4. 市のホームページにおける情報提供の推進	市のホームページにおいて、ふりがな・文字の拡大機能・音声読み上げ機能など情報提供の推進を図っています。	市のホームページにおけるアクセシビリティに配慮した情報提供の推進を図ります。 [担当課] 広報課

項目	現状	施策の方向性
5. 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行	市議会だよりの録音版である声の市議会だよりや市議会だよりの点字版を発行することにより、市議会の情報提供の推進を図っています。	声の市議会だより・市議会だより点字版の発行により、市議会の情報提供の推進を図ります。 [担当課] 庶務課
6. 公文書の音声コード化	障害福祉のしおりや通知の一部の音声コード化を行っています。	公文書の音声コード化については、今後も必要なものはコード化を行います。 [担当課] 障害福祉課

(6) 意思疎通支援の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進	①手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①意思疎通支援の手段として、手話通訳者または要約筆記者の派遣の利用を推進します。 [担当課] 障害福祉課
	②手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行っています。	②専門性の高い手話通訳者・要約筆記者の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
2. 手話講習会の実施	①聴覚障害者が基本的な意思疎通ができるように、手話講習会を行っています。	①聴覚障害者への意思疎通支援のため、手話講習会を行います。 [担当課] 障害福祉課
	②健聴者で初めて手話を学ぶ人を対象とした手話講習会を行っています。	②健聴者で初めて手話を学ぶ人を対象として講習会を行います。 [担当課] 障害福祉課
	③身体障害者手帳を所持していない中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行っています。	③手話の学習を通じ、同じ仲間との交流を深め、孤立しがちな状況から社会参加を促進していくことを目的に、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行います。 [担当課] 障害福祉課
3. 盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実	①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。	①盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
	<p>②盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳者・介助員の養成を行っています。</p>	<p>②盲ろう者通訳・介助員の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進し、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
<p>4. ヒアリンググループの貸し出しによる意思疎通支援の充実</p>	<p>難聴者の聞き取りを支援するため、ヒアリンググループの貸し出しを行っています。</p>	<p>ヒアリンググループの貸し出しを行うことにより、難聴者の意思疎通支援を推進し、難聴者の自立と社会参加を促進します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
<p>5. 失語症者向け意思疎通支援の充実</p>	<p>失語症者のコミュニケーションと社会参加を支援できる意思疎通支援者の養成を千葉県が行っています。</p>	<p>失語症者の自立と社会参加促進を目的に、千葉県に対し、失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業についても実施するよう働きかけます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

第 2 章

保健・医療

1 基本方針

保健・医療に関しては、障害のある人を含む市民すべての障害や疾病などの早期発見・早期治療、早期療育を図ることが重要です。関係機関が連携し、各年齢・段階に応じた、適切な施策を実施していく必要があります。

そして、障害の有無にかかわらず、すべての市民の健康の保持・増進を図っていくことも重要です。特に、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するためにも、生活習慣の改善や自己健康管理の促進を図っていく必要があります。障害のある人の保健・医療に関しては、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受け入れられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが必要です。障害のある人の健康の保持・増進や新たな障害の予防・軽減を図るためにも、保健・医療・福祉の関係機関が連携を図っていく必要があります。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域で暮らせる環境の整備や支援を行っていく必要があります。

あわせて、医学的リハビリテーションに従事する者や健康相談等を行う者について、専門的な技術や知識を有する人材を確保することが必要になります。難病の人が生活における悩みや不安等を解消するための相談・支援や、医療費の負担軽減に関する施策を進めていくことも重要です。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 保健・医療の充実等
- (2) 精神保健・医療の提供等
- (3) 人材の育成・確保
- (4) 難病に関する施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

2 現状と施策の方向性について

(1) 保健・医療の充実等

項目	現状	施策の方向性
1. 保健・医療・福祉の連携	<p>できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりに向け、障害のある人も含めた高齢者の支援体制の充実のため、地域づくりや個別課題の解決を目的とする地域ケア会議や、精神障害者の社会復帰に必要な福祉施策の推進を目的とする船橋市精神保健福祉推進協議会を開催し、保健・医療・福祉の連携を図っています。</p>	<p>地域ケア会議や船橋市精神保健福祉推進協議会を開催し、保健・医療・福祉の連携を図ります。</p> <p>[担当課] 地域包括ケア推進課、地域保健課、障害福祉課</p>
2. 健康づくり事業の推進	<p>健康の保持増進や生活習慣病予防に関する啓発、妊娠、出産・子育てに関する相談、健康診査等の事業を行っています。</p>	<p>生涯にわたる健康づくりのための事業を実施します。</p> <p>[担当課] 地域保健課</p>
3. 地域リハビリテーションの推進	<p>①船橋市地域リハビリテーション協議会において、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、適切なリハビリテーションが切れ目なく提供される地域リハビリテーションを推進するために必要な事項について、協議しています。</p>	<p>①地域リハビリテーションを推進するための協議及び取り組みを実施します。</p> <p>[担当課] 健康政策課</p>

項目	現状	施策の方向性
	<p>②船橋市リハビリセンターにおいて、リハビリ事業に加え、市内の回復期病床を持つ病院等と密接な連携体制を整えることで、回復期から維持期・生活期までの継続したリハビリテーションを提供していく地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行っています。</p> <p>また、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーション業務を実施し、地域で生活しながらリハビリテーションを行う方にリハビリテーションの総合的な提供を行っています。</p>	<p>②地域で生活しながらリハビリテーションを行う方を対象に、リハビリテーションの総合的な提供を行います。</p> <p>また、地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行い、地域リハビリテーションの推進を支援するとともに、リハビリテーション科の診療所や訪問看護ステーションの運営を行います。</p> <p>[担当課] 健康政策課</p>
	<p>③リハビリテーション検討会議の開催など庁内におけるリハビリテーションの連携を図っています。</p>	<p>③庁内におけるリハビリテーションの連携を図ります。</p> <p>[担当課] 療育支援課</p>

項目	現状	施策の方向性
4. 地域医療の推進	<p>①かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性について、広報ふなばしや小児救急ガイドブックなど様々な形で、市民への啓発を図っています。</p>	<p>①かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性について、市のホームページにて周知するとともに、広報ふなばしや小児救急ガイドブックなど様々な形で、市民への啓発を図ります。</p> <p>また、先進事例を参考に、より効果的な周知方法等について、検討します。</p> <p>[担当課] 健康政策課</p>
	<p>②船橋市立リハビリテーション病院において回復期のリハビリテーションを提供しています。</p>	<p>②船橋市立リハビリテーション病院による回復期のリハビリテーション医療の提供を実施します。</p> <p>[担当課] 健康政策課</p>
5. 在宅療養者への介護・介護支援の充実	<p>地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、介護や福祉、医療、健康、認知症の相談など、住み慣れた地域で暮せるよう支援を行っております。</p>	<p>地域包括支援センター及び協働機関である在宅介護支援センターの機能強化を図ります。また、各地区コミュニティで開催されている地域ケア会議を充実させます。</p> <p>[担当課] 地域包括ケア推進課</p>

項目	現状	施策の方向性
6. 在宅医療の推進	<p>平成25年5月に医療・介護関係者、市民活動団体、行政によって構成する任意団体である船橋在宅医療ひまわりネットワークが設立され、在宅医療の推進に取り組んでいます。</p> <p>また、平成27年10月より在宅医療支援拠点ふなぼーとを設置し、在宅医療や介護に関する相談を受けるほか、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行っています。</p>	<p>船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動において、医療・介護関係者の連携協力体制を構築し、市民公開講座や医療・介護関係者向けの研修会などを実施します。</p> <p>また、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、相談を受けるほか、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行います。</p> <p>[担当課] 地域包括ケア推進課</p>
7. 医療機関での診療の円滑化	<p>障害のある人が医療機関において円滑な診療が受けられるよう、千葉県から提供される受診サポート手帳を障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所福祉ガイドコーナーにて配布しています。</p>	<p>受診サポート手帳の配布及び市のホームページや障害福祉のしおりで周知を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
<p>8. 歯科診療の充実</p>	<p>さざんか特殊歯科診療所及びかざぐるま休日急患・特殊歯科診療所において、一般の歯科診療所で治療が困難な障害のある人に対し歯科診療を行う体制を整え、診療しています。</p> <p>また、障害のある人、障害のある子供やその家族を対象に口腔ケアに対する意識を高めるための講演会や実技講習会を開催しています。</p>	<p>さざんか特殊歯科診療所及びかざぐるま休日急患・特殊歯科診療所において、障害のある人に対する歯科診療の充実を図ります。</p> <p>[担当課] 健康政策課</p>
<p>9. 障害福祉施設等への歯科指導及び家庭への訪問指導の充実</p>	<p>障害福祉施設等に出向き、歯科指導を実施するとともに、必要時においては家庭への訪問指導を行っています。</p>	<p>各施設への歯科指導及び家庭への訪問指導を行います。</p> <p>[担当課] 地域保健課</p>
<p>10. 医療費負担の軽減 自立支援医療（更生医療）の給付、重度心身障害者医療費の助成、障害者の後期高齢者制度による医療</p>	<p>障害のある人の医療費負担の軽減のため、医療の給付及び医療費の助成を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療（更生医療）の給付 ・重度心身障害者医療費の助成 ・65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある者及び75歳以上の者に対する「高齢者の医療の確保に関する法律」による医療の適用 	<p>医療の給付及び医療費の助成を行います。</p> <p>[担当課] 国保年金課、障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
11. 医療費負担の軽減 自立支援医療（育成医療）、養育医療、療育医療の給付	①身体に障害がある児童（18歳未満）に対して、自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、手術を前提とした入院及び手術後に機能回復が見込まれる場合の医療の給付を行っています。	①自立支援医療（育成医療）の給付を行います。 [担当課] 地域保健課
	②身体発育が未熟なまま出生した未熟児は出生後速やかに適切な処置が必要なため、医師が入院を認めた児に対し、養育に必要な医療の給付を行っています。	②未熟児養育医療の給付を行います。 [担当課] 地域保健課
	③骨関節結核及びそのほかの結核にかかっている児童に対して、医師が必要と認めた場合の医療の給付等を行っています。	③結核児童療育医療の給付を行います。 [担当課] 地域保健課

(2) 精神保健・医療の提供等

項目	現状	施策の方向性
1. 精神疾患等に関する正しい知識の普及	精神障害者に対する偏見、差別解消、正しい知識の普及啓発のため、普及啓発講演会や家族教室を開催しています。	普及啓発講演会については内容を充実させるとともに、継続して開催します。家族教室については家族への情報提供や交流促進の支援という点から実施します。 [担当課] 地域保健課
2. 精神障害者及び家族に対する相談事業の推進	保健所において、精神保健福祉士、保健師等による電話・来所相談や訪問支援を随時行っているほか、精神科医師による相談を定期的を実施しています。	保健所における相談事業については、医療機関や地域の福祉関係機関との連携を強化しつつ、訪問支援を充実させます。 [担当課] 地域保健課
3. 船橋市地域活動支援センター（オアシス）の充実	船橋市地域活動支援センターにおいて、地域で生活する精神障害者や市民の心の健康相談を電話や面接相談にて実施しています。	船橋市地域活動支援センターの活動について、地域に根ざした施設となるようピア活動やプログラムの充実だけでなく、地域交流を促進します。 [担当課] 地域保健課

項目	現状	施策の方向性
4. 精神障害者の家族による交流事業の推進	精神障害者の家族が孤立しないよう家族会の活性化とともに、当事者の家族に対する支援を推進しています。	当事者と同居する家族を対象に、家族会のメンバーが担当者となって、同じ悩みをもつ家族同士での話し合い、共に学習する場を設けます。 [担当課] 地域保健課
5. 医療費の負担軽減 自立支援医療費（精神通院医療）の支給、精神障害者入院医療費の助成	精神障害の治療で通院や入院した場合の医療費負担軽減のため、受給者証の交付及び医療費の助成を行っています。	精神障害者の増加する状況を踏まえ、精神障害に対する適切な医療を確保できるよう精神障害により、通院や入院した場合の医療費の負担軽減を図ります。 [担当課] 障害福祉課
6. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進（再掲）	精神障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行います。	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための支援体制について検討します。 [担当課] 地域保健課、障害福祉課

(3) 人材の育成・確保

項目	現状	施策の方向性
1. 専門職員の確保	地域保健を推進する保健師、発達遅滞の乳幼児に対する発達検査や療育指導のための心理発達相談員など、専門職員を配置しています。	保健指導や療育支援の推進に必要な専門職員の確保に努めます。 [担当課] 地域保健課、療育支援課
2. 専門職員の資質の向上	専門的知識の習得のため各種研修に参加しています。	各種研修により知識の習得及び資質の向上を目指します。 [担当課] 地域保健課、療育支援課

(4) 難病に関する施策の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 難病患者援助金の支給	難病患者の費用負担の軽減を図るため、難病患者援助金を支給しています。	国の動向などを見ながら、難病患者援助金の支給による支援を行います。 [担当課] 地域保健課
2. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の推進	長期にわたり療養を必要とする児童等とその家族が地域で安心して療養できるよう、小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、療養状況やニーズに応じた支援を行っています。	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の充実を図り、安心して療養できる体制づくりを行います。 [担当課] 地域保健課

項目	現状	施策の方向性
3. 小児慢性特定疾病医療費の給付	長期にわたり療養を必要とし、療養のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し医療費を支給しています。	対象の拡大など、国の動向を見ながら、小児慢性特定疾病医療費の給付による支援を行います。 [担当課] 地域保健課
4. 難病相談事業の推進	難病患者が自宅で安心して療養できるよう、患者・家族から相談を受け、関係機関と連携を取り、療養状況やニーズに応じた支援を行っています。	関係機関との連携を深め、難病患者が安心して療養できる体制づくりを行います。 [担当課] 地域保健課
5. 難病患者に対する医療費の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない難病患者の医療費自己負担額を軽減し、治療の促進を図っています。	対象の拡大など、国の動向を見ながら、難病の患者に対する医療費の支給により負担を軽減し、治療の促進を図ります。 [担当課] 地域保健課

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

項目	現状	施策の方向性
1. 保健・医療の充実等	健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、平成30年度から、ふなばし健康ポイント事業を実施しています。	楽しみながら運動等の取り組みを継続できるよう健康づくりを支援します。 [担当課] 健康政策課
2. 新生児の障害予防の推進	①保健師による母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する相談を行っているほか、妊娠届やそれらの相談をもとに、必要に応じて妊婦訪問を行うなど出産・育児に関する継続的な支援を行っています。	①母子健康手帳交付時における保健師による相談を行うほか妊婦訪問など出産・育児に関する継続的な支援を行います。 [担当課] 地域保健課

項目	現状	施策の方向性
	<p>②「パパ・ママ教室」により、正しい知識の普及を行い、安全な妊娠・出産を促しています。</p>	<p>②「パパ・ママ教室」に加え、今後、産前産後サポート事業を実施し、安全な妊娠・出産に向けた正しい知識の普及に努めます。</p> <p>[担当課] 地域保健課</p>
	<p>③安全な妊娠・出産を迎えるため、思春期を対象とした母子健康教育を行っています。</p>	<p>③思春期を対象とした母子健康教育を継続して行っています。</p> <p>[担当課] 地域保健課</p>
<p>3. 乳幼児からの正しい食生活の推進</p>	<p>第1子を対象にした食育講座や、1歳6か月児健康診査時に行う食育ミニ講座などによる食育推進事業を行っています。</p>	<p>食育講座や食育ミニ講座を実施することにより乳幼児からの食育を実施します。</p> <p>[担当課] 地域保健課</p>
<p>4. 成人・高齢者における健康の保持・増進と自己管理の促進</p>	<p>保健センターや各地域での健康教育や家庭訪問等により、自らが「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、疾病の自己管理を促し、健康の保持・増進を図っています。</p>	<p>地区健康教育や健康相談、家庭訪問などをとおして自己健康管理の促進を図ります。</p> <p>[担当課] 地域保健課</p>

項目	現状	施策の方向性
<p>5. 生活習慣病などによる障害の予防の推進</p>	<p>①特定健康診査や特定保健指導において、生活習慣病などの予防を図っています。さらに健診結果で腎機能低下のリスクの高い方について、人工透析導入の増加抑制を図るため、保健指導を行っています。また、在宅寝たきり者及びそれに準ずる方については訪問診査を実施しています。</p>	<p>①特定健康診査や特定保健指導、慢性腎臓病対策保健事業などの実施により、生活習慣病などの予防の推進、人工透析導入者の増加抑制を図ります。 [担当課] 健康づくり課</p>
	<p>②生活習慣病予防や健康全般について、保健センターで個別相談を行う「成人健康相談」を実施するほか「糖尿病教室」を開催するなど生活習慣病予防、疾病予防を推進しています。</p>	<p>②保健センターにおいて個別相談を行うなど生活習慣予防、疾病予防を推進します。 [担当課] 地域保健課</p>
<p>6. 介護予防事業の充実</p>	<p>①要介護認定率の減少だけでなく、健康寿命が長い高齢者を目指すため、介護予防事業の充実を図っています。</p>	<p>①65歳以上の方を対象に、介護予防教室、認知症予防教室を開催し、介護予防事業を推進します。 [担当課] 健康づくり課</p>

項目	現状	施策の方向性
	<p>②船橋市リハビリセンターにおいて「プールリハビリ教室」や「パワーリハビリ(筋力マシンを利用してのリハビリ)」「パワーリハビリフォローアップ」など介護予防事業を実施しています。</p>	<p>②維持期・生活期のリハビリテーションを提供するとともに介護予防事業を行います。 [担当課] 健康政策課</p>
	<p>③介護予防と健康寿命の延伸のため、いつでも、どこでも、どなたでもできるふなばしシルバーリハビリ体操教室を実施しています。</p>	<p>③シルバーリハビリ体操教室の開催とともに、体操指導士養成を行い、自らの健康づくりに加え、地域住民にシルバーリハビリ体操を教えることにより、地域の健康づくりを促進します。 [担当課] 健康づくり課</p>
<p>7. 乳幼児・高齢者の事故防止の啓発</p>	<p>赤ちゃん訪問、4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査や母子・成人の地区健康教育にて事故予防のチラシ配布や講話を行うなど、市民に対して、乳幼児の交通事故・誤飲・転落、高齢者の転倒など、事故防止に関する啓発の推進を図っています。</p>	<p>赤ちゃん訪問、4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査や母子・成人の地区健康教育でのチラシ配布を行うなど事故防止の啓発を行います。 [担当課] 地域保健課</p>

項目	現状	施策の方向性
<p>8. 障害の早期発見の推進</p>	<p>①新生児・低体重児訪問、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に、子育て支援に関する情報提供や母子の心身状況や育児環境の把握を行っています。</p>	<p>①新生児・低体重児訪問、赤ちゃん訪問を行います。 [担当課] 地域保健課</p>
	<p>②幼児健診の受診率向上を図るため、母子健康手帳交付や赤ちゃん訪問、4か月児健康相談などの際に、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の幼児健診についての周知を行っています。また、平日に来所できない方に対しては日曜健診を行うなど、健康診査の受診率の向上を図っています。</p>	<p>②1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の周知、日曜健診の実施により、受診率の向上に努めます。 [担当課] 地域保健課</p>
	<p>③乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図っています。</p>	<p>③乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図ります。 [担当課] 地域保健課</p>

項目	現状	施策の方向性
	<p>④ 4か月児健康相談の対象となる方全員の状況把握に努めているほか、各保健センター、船橋市駅前総合窓口センター、市役所にて、随時育児についての相談を受け付けています。また、精神科医師、臨床心理士などによる育児相談についても実施しています。乳児の全数把握により、疾病や障害の早期発見・治療や療育機関との連携を図っています。</p>	<p>④ 4か月児健康相談、育児相談を行います。 [担当課] 地域保健課</p>
	<p>⑤ 健康診査及び健康相談により障害及びその疑いがある場合には、家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた支援を関係機関と連携しながら行っています。</p>	<p>⑤ 家庭訪問事業を実施します。 [担当課] 地域保健課</p>
	<p>⑥ 1歳6か月児健診事後指導教室である「ひよこ教室」において親子で一緒に遊ぶ体験を通して、子供との接し方や親子関係の改善を図り、子供の発達を促しています。</p>	<p>⑥ ひよこ教室の実施を通じて、子供の発達を促しながら、関係機関との連携を深め、より高い支援を実施します。 [担当課] 地域保健課</p>

項目	現状	施策の方向性
9. 早期療育の推進	療育が必要な子供の早期療育の促進を図っています。	早期療育を行う体制の整備を図ります。 [担当課] 療育支援課

第 3 章

教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等

1 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み、インクルーシブ教育システムの整備を進めます。

また、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の発達・成長のため、早期から一人ひとりの障害の状況と成長段階、教育的ニーズに応じて、可能な限りきめ細やかな支援を行います。

さらに、障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育や文化、スポーツ・レクリエーション等の様々な機会に親しむための関係施策を推進するとともに、共に暮らせる社会の実現を目指します。

文化活動、スポーツ・レクリエーションは、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切です。これらの活動は、やりがい・生きがい・楽しみのある充実した生活、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。活動の機会を十分に確保することにより、社会参加の促進を図ります。そのため、文化活動、スポーツ・レクリエーションに日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、活動を推進する必要があります。

これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援方策の充実や、学校教育の場で国際交流活動の機会設定などの必要があります。船橋市は、現在、海外の3都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後も推進していきます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (4) 障害のある人などの国際交流の推進

2 現状と施策の方向性について

(1) インクルーシブ教育システムの推進

項目	現状	施策の方向性
1. 就学相談の充実	<p>特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、こども発達相談センター等の療育施設と連携を図りながら、就学相談会、就学指導委員会を開催し、適切な就学についての支援をしています。また、より多くの保護者に就学相談について周知できるように就学に関する説明会を実施しています。</p>	<p>幼稚園・保育園等に就学相談会、就学指導委員会を周知し、適切な教育が受けられるよう保護者からの就学相談に応じます。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>
2. 教育相談の充実	<p>市内の全小中学校に特別支援教育コーディネーターを指名し、各校及び保護者からの教育相談に応じています。また、学校担当が各学校を訪問し、指導しています。</p>	<p>学校生活、家庭生活、障害に関する問題の相談や助言を行うため、特別支援教育コーディネーターの支援や各校の教育相談の充実を図ります。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>
3. 進路に関する相談支援の充実	<p>公共職業安定所との連携のもと他課と連携をしながら、進路の取組みを支援しています。</p>	<p>産業現場等における実習についての情報共有などを行い、進路指導の充実などを行います。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>

項目	現状	施策の方向性
<p>4. 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実</p>	<p>①在籍する児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導が行えるよう個別の教育支援計画や個別の指導計画、個別の移行支援計画の作成の手引きを配布し教育の充実を図っています。</p>	<p>①個別の教育支援計画や個別の指導計画、個別の移行支援計画を校長会議・教頭会議、コーディネーター研修会等の機会を通して周知し、活用の推進を図ります。 [担当課] 総合教育センター</p>
	<p>②特別支援学級や通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、支援を必要とする場合には支援員の配置を行っています。</p>	<p>②障害のある児童生徒数が増加していることから、安全の確保や学校生活支援のため、必要に応じた支援員の配置をします。 [担当課] 総合教育センター</p>
<p>5. 通級指導教室における指導の充実</p>	<p>①通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、よりよい支援を行えるよう、小中学校における通級による指導を推進しています。発達障害通級指導教室には、その内容の充実を図るため、通級指導教室指導員を雇用し、通級指導担当教員と協力し、指導を行っています。</p>	<p>①通級指導教室による指導の充実を図るほか、各通級指導教室において障害の特性に応じた設備の整備を行います。 [担当課] 総合教育センター</p>

項目	現状	施策の方向性
	<p>②障害のある児童生徒に対して障害の特性に応じた教育を実施するため通級指導教室の設置に取り組んでいます。</p>	<p>②障害のある児童生徒の増加しつつある現状を踏まえ、障害のある子もない子とともに学べるよう通級指導教室を設置します。 [担当課] 総合教育センター</p>
<p>6. 通常の学級における指導の充実</p>	<p>通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導を充実するため、校内体制の整備を図るとともに、専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣を行っています。</p>	<p>専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣により、通常の学級における障害のある児童生徒の指導の充実を図ります。 [担当課] 総合教育センター</p>
<p>7. 訪問指導の充実</p>	<p>けがや疾病により療養中、また通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、訪問指導を行っています。</p>	<p>訪問指導が長期にわたる場合においては、学習の遅れが出ないように、学校との連絡を密に取り、支援計画を作成する等の手立てを講じます。 [担当課] 指導課</p>
<p>8. 医療的ケアを必要とする児童等が教育を受ける機会確保のための体制整備</p>	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会を確保するために教育委員会が指定する小中学校、特別支援学校に看護師を配置しています。</p>	<p>医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会や他の児童生徒と共に学ぶ機会を確保するため、支援体制の整備に努めます。 [担当課] 総合教育センター</p>

項目	現状	施策の方向性
9. 学生ボランティアの活用	<p>学校支援ボランティア派遣事業の実施により、学生ボランティアによる特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行っています。</p>	<p>近隣大学と連携して小中学校へ学生ボランティアを派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図ります。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>
10. 校外活動の充実	<p>学校での校外活動を通して、さまざまな体験を学ぶことから、小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業を行うなど学校における校外活動の充実を図っています。</p>	<p>障害のある児童生徒の日常生活・集団生活に必要なルールを学び、好ましい人間関係や他校との交流などの推進を図りながら校外活動等を実施します。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>
11. 産業現場等での実習の充実	<p>より良い進路先を選択できるように、特別支援学校の高等部の全生徒に産業現場等における現場実習を行っています。</p>	<p>校内での作業学習の充実と他課と連携して産業現場等における実習を充実させます。</p> <p>[担当課] 総合教育センター</p>

項目	現状	施策の方向性
12. 切れ目のない指導・支援の充実（再掲）	子供の成育歴や支援内容を記録するライフサポートファイルの活用の促進を図っています。また、ライフステージの移行期の支援として保育所等訪問支援や「引継ぎのための連絡票」を活用し、障害のある子供が幼稚園や保育所、小学校等の集団生活に適應するための支援をしています。	支援機関間で必要な情報を共有するため、ライフサポートファイルの利用の促進を図ります。また、保育所等訪問支援や「引継ぎのための連絡票」を活用することにより、障害のある子供が幼稚園や保育所、小学校等の集団生活に適應するための支援の充実を図ります。 [担当課] 療育支援課、総合教育センター

(2) 教育環境の整備

項目	現状	施策の方向性
1. 特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校コーディネーターによる小中学校への出張相談や教員の研修会の講師を行うなどの連携を行っています。	特別支援学校との連絡会を設け、定期的に連絡をとり、状況を把握する等の連携を強化します。 [担当課] 総合教育センター
2. 発達障害理解のための職員の研修の充実	発達障害の理解促進のため、幼稚園、保育所、関係機関職員を対象とした発達支援のための講演会などを行っています。	幼稚園、保育所等の職員に対して、専門職による支援方法の指導や発達支援のための講演会などを行います。 [担当課] 療育支援課

項目	現状	施策の方向性
3. 巡回相談の充実	こども発達相談センターの専門職員が幼稚園や保育所等にて巡回相談を行うことにより地域での子供の発達に対する指導力向上を図っています。	専門職員が巡回相談を行い、幼稚園や保育所等での生活がよりスムーズにいくよう、さらなる指導力の向上を図ります。 [担当課] 療育支援課
4. 教職員への研修の充実	特別支援学級担任研修会や、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会等をおし、教職員の研修を行っています。	在籍する児童生徒の一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するため、さらなる教職員の研修を行います。 [担当課] 総合教育センター
5. 特別支援教育コーディネーター等相談担当者への研修の充実	就学相談・教育相談を専門に行うため、特別支援教育コーディネーター等への指導力向上のため研修会を行っています。	年間の研修計画の中で、経験別、地域別等内容を工夫するなどしながら研修を行います。 [担当課] 総合教育センター
6. 学校施設・設備の充実	①教育効果を高めるため、特別支援学校及び特別支援学級について、児童生徒数を確認しながら毎年計画を策定し、計画的に学校の施設・設備の整備を図っています。	①特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が見込まれるため、動向を見ながら特別支援学校の改修や特別支援学級及び通級指導教室の設置を検討します。 [担当課] 施設課、総合教育センター

項目	現状	施策の方向性
	②通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に合わせた施設・設備の改善を図っています。	②就学1年前から行う就学相談にて、障害の状況の把握などを行っていますが、設備の整備の準備を行うためにも、より早期からの就学相談についても検討します。 [担当課] 施設課、総合教育センター
	③大規模改造事業及び校舎改修事業にあたって、各校の改造・改修の状況を踏まえながら、障害のある児童生徒に配慮した整備を行っています。	③増改築時や障害のある児童生徒の状況を踏まえて、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図ります。 [担当課] 施設課、総合教育センター
7. 公民館などの施設の充実	2階以上の全公民館にエレベーターを設置するなど、障害のある人に配慮した整備を行っています。	今後も公民館等の建替え時等にバリアフリー化を進めていくなど、障害のある人に配慮した整備を行っていきます。 [担当課] 社会教育課

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

項目	現状	施策の方向性
1. 文化、スポーツ施設の整備の推進	文化、スポーツ施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めています。	障害のある人に配慮した文化、スポーツ施設の整備を推進します。 [担当課] 文化課、生涯スポーツ課

項目	現状	施策の方向性
<p>2. 文化、スポーツ・レクリエーション事業の充実</p>	<p>①障害のある人を対象とした文化、スポーツ・レクリエーション事業を実施しています。</p>	<p>①文化、スポーツ・レクリエーション事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大するなど、障害のある人の社会との交流をさらに促進します。 [担当課] 障害福祉課、文化課、生涯スポーツ課、公民館</p>
	<p>②市民全般を対象とした文化、スポーツ・レクリエーション事業の開催に当たり、車椅子利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。</p>	<p>②参加者の状況に応じたさらなる配慮を行い、文化、スポーツ・レクリエーション事業を開催します。 [担当課] 文化課、生涯スポーツ課、公民館</p>
<p>3. 千葉県障害者スポーツ大会への参加促進</p>	<p>広報ふなばし等を利用し、千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を行っています。また、特別支援学校や障害者施設に対しても案内を送付しています。</p>	<p>より多くの障害のある人の参加促進のため、広報ふなばしへの掲載や障害福祉団体及び前年度参加者に対して案内を送付するとともに、市のホームページ等により、さらなる周知を図ります。 [担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
4. 作品発表の場の提供	<p>障害者週間記念事業において作品展を開催するなど障害のある人の作品発表の場を提供しています。</p>	<p>市のホームページ、広報ふなばし、チラシ等により、作品展のさらなる周知を図り、より多くの方に鑑賞していただけるよう努めます。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
5. 障がい者スポーツ指導員の養成	<p>船橋市スポーツ推進委員等を対象に障がい者スポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図っています。</p>	<p>船橋市スポーツ推進委員等を対象に障がい者スポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図ります。</p> <p>[担当課] 生涯スポーツ課</p>
6. 精神障害者のレクリエーションや創作的活動等の充実	<p>船橋市地域活動支援センターが行う事業の一環として、レクリエーション、創作的活動などを推進しています。</p>	<p>船橋市地域活動支援センター事業として、レクリエーション、創作的活動を通して日中活動の場を提供していきます。</p> <p>[担当課] 地域保健課</p>
7. 地域のスポーツリーダーへの障害のある人の理解の浸透	<p>地域のスポーツを推進するスポーツ推進委員や、ふなばし市民大学校スポーツコミュニケーション学科の学生などに、講義などをとおして障害のある人への理解の浸透を図っています。</p>	<p>地域のスポーツリーダーに対して障害のある人への理解の浸透を図ります。</p> <p>[担当課] 社会教育課、生涯スポーツ課</p>

項目	現状	施策の方向性
8. 文化活動・スポーツを行う団体などへの障害のある人の受け入れ支援	文化活動・スポーツを行う団体などからの求めに応じて、障害のある人の文化活動・スポーツへの参加に対する相談を受け、参加を推奨しています。	必要に応じて、文化活動・スポーツを行う団体からの相談に応じ、障害のある人の受け入れを支援します。 [担当課] 障害福祉課
9. 一般市民団体による障害福祉施設への交流活動の支援	一般市民団体が自主的な活動の中で、障害福祉施設への訪問など交流活動を行っています。	必要に応じて、障害福祉施設の紹介をするなど、交流活動を支援します。 [担当課] 障害福祉課、文化課
10. 学校における文化活動・スポーツの充実	障害のある児童生徒も障害のない児童生徒もともに、文化活動やスポーツに取り組めるよう、各学校に指導・助言を行っています。	障害の有無にかかわらず、スポーツや運動に親しみ、安全に留意しながら個に応じた活動が進められるよう指導していきます。児童生徒の興味関心を大切にし、文化活動に主体的に参加できるよう助言します。 [担当課] 指導課、保健体育課
11. 文化活動・スポーツへの参加の促進	障害のある人が公共施設を利用する際に、使用料を減免することで、文化活動・スポーツへの参加促進を図っています。	障害福祉のしおり等により、公共施設使用料の減免について周知することにより文化活動・スポーツへの参加を促進します。 [担当課] 障害福祉課、生涯スポーツ課

項目	現状	施策の方向性
12. 船橋市パラスポーツ協議会によるスポーツ・レクリエーション活動への参加促進	障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策を、「地域における障害者スポーツ普及促進について」の取り組み方策を軸に推進しています。	障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策に取り組んでいきます。 [担当課] 生涯スポーツ課
13. 生涯学習への参加の促進	①障害福祉団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。	①障害福祉団体が障害福祉の向上を目的とした活動で公民館を使用する際には、使用料の減免を通じて、生涯学習の参加を促進します。 [担当課] 障害福祉課、社会教育課、公民館
	②生涯学習情報冊子「楽しく学ぼうふなばし」を作成し、船橋市及びふなばし市民大学校や船橋市公園協会等で行っている、障害のある人のための生涯学習情報も含めた生涯学習情報を提供しています。	②障害のある人のための情報も含めた生涯学習情報を提供します。 [担当課] 社会教育課

(4) 障害のある人などの国際交流の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 国際交流事業への障害のある人の参加の推進	姉妹都市との国際交流記念事業において、障害のある人も含む市民団体にて国際交流を行っています。	障害の有無にかかわらず国際交流を実施します。 [担当課] 国際交流課

第 4 章

雇用・就業、経済的自立の支援

1 基本方針

障害のある人が地域において、その適性に応じて質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であり、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ることが必要です。「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについての啓発を行い、理解の促進を図ることも重要となります。

また、一般就労を希望する人には、できる限り一般就労ができるように支援を推進することが重要であることに加え、一般就労が困難である人には、就労継続支援B型等の福祉的就労の工賃水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する必要があります。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせのもと、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人の経済的自立を支援する必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 障害のある人の雇用促進
- (2) 総合的な就労支援
- (3) 福祉的就労の充実
- (4) 経済的自立の支援

2 現状と施策の方向性について

(1) 障害のある人の雇用促進

項目	現状	施策の方向性
1. 就労希望者への情報提供	①障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な就労相談を受けられる環境整備に努めています。	①きめ細かい支援が受けられるよう、障害者就業・生活支援センターの就労支援員配置のための補助事業を継続して実施し、地域の各事業所と連携して相談者のニーズに応じた適切な支援が実施できるよう、体制の構築を図ります。 [担当課] 障害福祉課
	②職場実習先開拓員を配置し、実習先の開拓を行い、障害者就労支援関係機関を通じて就職希望者への情報提供を行っています。	②開拓した実習先の情報提供を実施するとともに、就職希望者への啓発活動に努めます。 [担当課] 商工振興課
2. 企業への啓発	①「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについて、企業への啓発を行っています。	①情報収集を行うとともに、企業を対象とした研修会等を開催し、啓発に努めます。 [担当課] 障害福祉課、商工振興課

項目	現状	施策の方向性
	②職場実習先開拓員による企業訪問を行い、障害のある人の職場実習及び雇用の啓発を行っています。	②職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害のある人の雇用の啓発に努めます。 [担当課] 商工振興課
3. 各種制度の周知	職場実習先開拓員が企業訪問する際、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を行っています。	職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を図ります。 [担当課] 商工振興課
4. 障害者雇用促進就職面接会の開催	公共職業安定所とともに、障害者雇用促進就職面接会を実施しています。	公共職業安定所とともに、障害者雇用促進就職面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。 [担当課] 商工振興課
5. 市職員としての雇用	法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。	令和2年度に作成した障害者活躍推進計画を踏まえ、法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大を図ります。 [担当課] 職員課、教育総務課、医療センター

項目	現状	施策の方向性
6. 企業の障害者雇用の促進	①障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対して、障害者職場実習奨励金を交付しています。	①奨励金の交付を行い、職場実習機会の拡大、雇用機会の拡大に努めます。 [担当課] 商工振興課
	②障害のある人の雇用、職場実習の受け入れ等に積極的に取り組んだ事業所の表彰及び「障害者雇用推進・啓発イベント『はたらく』ということ」の開催をしています。	②他の事業所の模範となる事業所を表彰することにより、障害のある人の雇用を促進します。 また、「障害者雇用推進・啓発イベント『はたらく』ということ」を開催することにより、障害のある人の雇用への理解・啓発をを促進します。 [担当課] 商工振興課

(2) 総合的な就労支援

項目	現状	施策の方向性
1. 船橋市自立支援協議会専門部会の開催	船橋市自立支援協議会の専門部会である就労支援部会を毎年開催しています。	障害者就労の関係機関が就労支援部会において、障害者就労の課題を共有するとともに、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の実施、障害者就労支援事業所等合同説明会の開催等について議論します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
2. 船橋市特別支援連携協議会の作業部会の充実	就労等の支援について、船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会を開催しています。	船橋市特別支援連携協議会の第二作業部会にて、就労等の推進に向けて検討します。 [担当課] 総合教育センター
3. 関係機関との連携強化	船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っています。	船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、就労に関する課題を共有するとともに、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の実施や障害者就労支援事業所等合同説明会の開催等について議論し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所連絡会、船橋障がい者地域福祉連絡会、商工会議所とのさらなる連携の強化を図ります。 [担当課] 障害福祉課
4. 障害者就業・生活支援センターの充実	障害者就業・生活支援センターに対して、就労支援員配置のための補助金を交付しています。	障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るため、今後も就労支援員の配置のための補助金を交付します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
5. 就労定着に向けた支援	<p>一般就労後の定着支援を実施する障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な定着支援を受けられる環境整備に努めています。</p> <p>また、企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しています。</p>	<p>障害者就業・生活支援センターへの補助及び障害者就業支援ジョブサポーター養成研修については、継続して実施します。</p> <p>また、ジョブコーチなどの就労定着に係る支援制度や支援機関等の情報を収集し、企業及び障害福祉に関する機関等へ提供します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
6. 地域生活支援の場の提供	<p>地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所に対して運営費の補助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流、生活指導などにより、充実した日常生活や社会参加の促進を図っています。</p>	<p>地域生活支援の場を提供する事業所の運営の安定化を図ります。</p> <p>[担当課] 地域保健課、障害福祉課</p>
7. 受注及び販路の拡大	<p>千葉県障害者就労事業振興センターへ事業委託を行い、障害者就労施設等の受注・販路の拡大等について取り組むことにより、障害のある人の工賃向上を図っています。</p>	<p>千葉県障害者就労事業振興センターへの事業委託を行い、受注・販路拡大への取組みや事業所を対象とした研修等を通じ、障害のある人の工賃向上を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
8. 職親委託制度の利用	職親委託制度の利用により、必要な指導訓練を行っています。	知的障害者に対する職親委託制度を継続します。 [担当課] 障害福祉課

(3) 福祉的就労の充実

項目	現状	施策の方向性
1. 障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達	毎年「船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、障害者就労施設等から物品等を調達しています。	障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額を定め、市のホームページで実績を公表し、目標金額の達成と障害者就労施設等の受注機会の確保に努めます。 [担当課] 障害福祉課
2. 障害者就労施設等の販売機会の確保	障害のある人が生産した商品を販売する機会を確保することにより、工賃の向上を図っています。また、障害のある人や障害に対する理解の促進を図っています。	販売機会を確保するとともに、障害者就労施設等に対し、イベント等の情報提供を行います。 [担当課] 障害福祉課

(4) 経済的自立の支援

項目	現状	施策の方向性
1. 障害年金制度及び特別障害給付金制度の周知	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載や手帳交付時にパンフレットを配布するなど制度の周知を行っています。	市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載など周知を図ります。 [担当課] 国保年金課、障害福祉課
2. 手当の支給	各種手当の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援しています。	障害のある人を対象とする手当を市のホームページ、障害福祉のしおり等にてさらなる周知を図り、各種手当を支給することにより、経済的自立を支援します。 [担当課] 障害福祉課
3. 心身障害者新規就労支度金の支給	心身障害者新規就労支度金を支給することにより、経済的自立を支援しています。	市のホームページや障害福祉のしおり等にてさらなる周知を図り、心身障害者新規就労支度金の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
4. 障害者施設等通所交通費の助成（再掲）	障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。	<p>障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

第 5 章

生活環境

1 基本方針

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていけるよう、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進し、障害のある人の社会参加の促進を図ります。

そのためには、住環境の整備や居住支援サービスの充実のほか、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化の推進、移動しやすい環境の整備が求められます。このようなアクセシビリティに配慮した施設などの普及により、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、日常的な活動や社会参加がしやすい環境の確保を図ります。

都市計画マスタープランに基づき、障害のある人が住みよいまちづくりを進めることで、障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちづくりを進めることができます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 住宅の確保
- (2) 公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等
- (3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

2 現状と施策の方向性について

(1) 住宅の確保

項目	現状	施策の方向性
1. 市営住宅の確保	市営住宅について、障害のある人が優先的に入居できる住宅の確保を図っています。	独立行政法人都市再生機構（UR）からの借り上げを含めた市営住宅の供給に努めるとともに、障害のある人も入居できる住宅の確保を図ります。 [担当課] 住宅政策課
2. 市営住宅への入居の促進	障害のある人のいる世帯については、一般の世帯に比べて収入基準等の入居者資格の緩和措置を行っています。	入居者資格の緩和措置を行い、障害のある人の入居の促進を図ります。 [担当課] 住宅政策課
3. 住宅整備の促進	住宅を障害のある人などが生活しやすく増改築するため、建築住宅相談の実施、相談会の周知など相談体制の整備を図っています。	建築住宅相談を行うとともに、チラシ配布、市のホームページへの掲載により周知を図ります。 [担当課] 住宅政策課
4. 住宅改造の支援	①障害のある人または同居する家族が、障害のある人のために既存住宅の補修及び増改築をする場合に資金を無利子で貸し付けています。	①障害のある人がより生活しやすくなるよう、住宅整備資金の貸付を行い、障害のある人の社会生活の向上を図ります。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
	②障害のある人のために浴室やトイレ等を改造する場合に、その費用の一部を助成しています。	②住宅改造費の助成について、制度の周知を図り、適切な利用を促進します。 [担当課] 障害福祉課
5. 家賃債務保証支援事業の利用促進	住み替えに当たって、障害のある人のいる世帯等に対して、家賃等債務保証契約時に要する初回保証料の一部を助成しています。	介護保険・高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、パンフレット、市のホームページに掲載して周知を図ります。 [担当課] 住宅政策課
6. 居住支援サービスの充実	船橋市居住支援協議会を通じて、民間賃貸住宅の物件情報や見守りサービスなどの情報を提供しています。	船橋市居住支援協議会において、住宅確保要配慮者が抱える居住に関する問題について協議していきます。 [担当課] 住宅政策課

(2) 公共交通機関及び公共的施設等のバリアフリー化の推進等

項目	現状	施策の方向性
<p>1. 公共交通機関の利用の利便性の確保</p>	<p>①公共交通機関の構内通路、階段、エレベーター、エスカレーター、改札口、券売機、乗降場などについて、事業者が施設の新設や大規模な改修等を行う際には、「バリアフリー法」「千葉県福祉のまちづくり条例」などに基づいた施設となるように呼びかけています。</p>	<p>①事業者が駅の改修等を行う際にバリアフリー化を呼びかけることで施設整備が進められており、引き続き各種法令の遵守等による駅施設のバリアフリー化を呼びかけます。 [担当課] 道路計画課</p>
	<p>②鉄道事業者が行うバリアフリー化設備設置費等の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っています。</p>	<p>②鉄道駅のバリアフリー化を実施する鉄道事業者に対して、国とともに事業費の補助を行い、鉄道駅のバリアフリー化の促進を図ります。 [担当課] 道路計画課</p>
<p>2. 市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進</p>	<p>市の施設の新設または改修を行うに当たり、アプローチ（敷地内の通路）、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ（オストメイト対応型トイレ含む）など障害のある人に配慮しています。</p>	<p>今後も市の施設の新設または改修の際に、障害のある人に配慮したバリアフリー化を進めます。 [担当課] 関係各課</p>

項目	現状	施策の方向性
3. 公園等の整備	公園等の出入口、園路、水飲場、トイレなど、障害のある人に配慮しています。	「船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守しバリアフリー化を行います。 [担当課] 公園緑地課

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

項目	現状	施策の方向性
1. 総合的かつ効果的なまちづくりの推進	窓口において、「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、総合的かつ効果的なまちづくりを推進しています。	「千葉県福祉のまちづくり条例」を事業者に対して説明するなど制度のさらなる理解を図ります。 [担当課] 障害福祉課
2. 民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進	不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「バリアフリー法」「千葉県福祉のまちづくり条例」などの周知と理解促進を図っています。	窓口に来庁された事業者等に、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進について周知します。 [担当課] 建築指導課
3. 「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化	重点整備地区の特定旅客施設及び公共公益施設等への特定道路のバリアフリー化に係る整備を行っています。また、バリアフリー化事業を効果的かつ円滑に推進するよう、関係機関に呼びかけています。	旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。 [担当課] 道路計画課、道路建設課

項目	現状	施策の方向性
4. 歩道環境の整備	<p>①歩行空間を確保するため、できるだけ幅の広い歩道を整備しています。</p> <p>また、障害のある人に配慮した歩行空間の整備の推進のため、視覚障害者誘導用ブロックを設置しています。</p>	<p>①個々の路線条件等の中でできるだけ幅の広い歩道を整備します。</p> <p>また、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、透水性舗装を採用していくなど、障害のある人への安全に配慮した歩道環境の整備を推進します。</p> <p>[担当課] 道路建設課</p>
	<p>②既設の歩道の整備について、段差、凹凸、急な勾配を解消するため、歩道を整備しています。</p>	<p>②誰もが歩きやすくするため、既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図ります。</p> <p>[担当課] 道路維持課</p>
5. 放置自転車等の解消	<p>駅周辺の駐輪場の整備を進めるとともに、放置自転車等の移送や街頭指導員による見回り・啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車等の解消に努めています。</p>	<p>放置自転車等のない歩行空間を確保するため、公共と民間の連携・協力による需要に応じた駐輪場の確保や放置自転車対策の強化を図ります。</p> <p>[担当課] 都市整備課</p>

項目	現状	施策の方向性
6. 不許可広告物の指導	公共の場所に設置された広告は歩行者等の通行障害となることから、所有者に対し設置しないよう指導しています。	通行量の多い駅前を中心に指導を行い、歩行空間の確保に努めます。 [担当課] 都市計画課
7. 交通安全思想・教育の推進	交通事故の防止に努め、実践的な交通安全教育を実施し、交通安全思想及び教育の推進を図っています。	春・秋の全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベントや交通安全教室などを実施することによって、交通事故の防止を図ります。 [担当課] 市民安全推進課、保健体育課
8. 歩行者等の安全確保	船橋警察署、船橋東警察署と連携して、ゾーン30による安全対策を実施しています。	船橋警察署、船橋東警察署と連携し、区域を定めた速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を組み合わせ、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保に努めます。 [担当課] 道路建設課

第 6 章

安全・安心

1 基本方針

障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活するためには災害に強いまちづくりが不可欠です。災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるように取り組みます。

また、障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に取り組みます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

2 現状と施策の方向性について

(1) 防災対策の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 地域防災計画の充実	「地域防災計画」(令和2年4月修正)に、要配慮者への支援内容や取組み等について記載しています。	支援内容や取組み等については適宜地域防災計画の見直しを行います。 [担当課] 危機管理課
2. 関係部局の連携の強化	要配慮者対策推進委員会により関係部局の連携を強化しています。	定期的に要配慮者対策推進委員会を開催することにより関係部局の連携を強化し、災害時における要配慮者の支援を推進します。 [担当課] 地域福祉課
3. 避難所の整備	小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に、車椅子で利用できる仮設トイレや車椅子、災害時支援用バンダナ、ストマ装具(市立中学校のみ)を備蓄しています。また、福祉避難所には、アレルギーに対応した備蓄食料や紙おむつ、おしり拭き等要配慮者に配慮した物資の備蓄を行っています。	要配慮者へ配慮した物資の備蓄を行うなど引き続き避難所の整備を図ります。 [担当課] 危機管理課、障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
4. 福祉避難所の設置	<p>避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者の生活の場として、市公共施設35施設を福祉避難所として指定するとともに、要配慮者の避難支援を強化するため、障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び船橋市老人福祉施設協議会に属する35施設と「災害時における要配慮者の受入れに関する協定」を締結しています。</p>	<p>福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等と「災害時における要配慮者の受入れに関する協定」を締結するよう検討します。</p> <p>[担当課] 危機管理課、高齢者福祉課、障害福祉課</p>
5. 民間事業者との協定締結 (要配慮者の受け入れ・ストマ装具等の供給)	<p>要配慮者の避難支援を強化するため、障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び船橋市老人福祉施設協議会に属する35施設と「災害時における要配慮者の受入れに関する協定」を締結しています。</p> <p>また、ストマ装具利用者がいる避難所へ必要な用具を供給できる体制を整備するため、ストマ装具取扱業者と「災害時におけるストマ装具等の供給等に関する協定」を締結しています。</p>	<p>災害時における要配慮者の受け入れ先をさらに確保するため、民間の施設等についても、協定締結するよう検討します。</p> <p>[担当課] 危機管理課、高齢者福祉課、障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
<p>6. 災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて</p>	<p>聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク事業（F ネット）、ふなばし情報メールの配信やひとり暮らし、またはそれに準ずる状態の重度身体障害者に対し緊急通報装置の貸与などを行っています。</p> <p>また、聴覚や発語に障害のある人が119番通報をするため、インターネット機能を利用したNet119緊急通報システムやメール、FAXでの通報システムの整備を行っています。</p>	<p>障害のある人に対し、聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク事業、ふなばし情報メールの登録の推進、緊急通報装置の制度及びNet119緊急通報システムの周知を行います。</p> <p>[担当課] 危機管理課、障害福祉課、警防指令課</p>
<p>7. 災害への備え</p>	<p>災害時に避難行動要支援者名簿を用いた適切な安否確認が実施できるようにするため、総合防災訓練にて名簿等の確認及び訓練用名簿を用いた避難行動要支援者安否確認訓練を実施しました。</p> <p>また、総合防災訓練のメイン校において、障害福祉団体等との訓練を行っています。</p>	<p>発災時に対応できるよう平時からの備えについて啓発を行います。</p> <p>また、障害のある人などの要配慮者も参加した防災訓練ならびに各施設の防災体制の確認しておくことなどを通し、災害対応の充実を図ります。</p> <p>[担当課] 危機管理課、地域福祉課、障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
8. 地域防災体制の整備	<p>要配慮者支援対策について、地域防災計画に基づき、町会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等に説明を行っています。</p> <p>また、「防災ハンドブック」においても、要配慮者の支援について記載し、啓発を図っています。</p> <p>市では、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成しています。このうち、地域との情報共有に同意した方についての避難行動要支援者名簿（外部提供用）を作成し、船橋市社会福祉協議会に情報提供を行うなど、船橋市社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、災害時の地域における避難支援について地域との情報共有を図っています。</p>	<p>要配慮者支援対策について、啓発を図るほか、自主防災組織の結成率向上や地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。</p> <p>社会福祉協議会の安心登録カード事業と連携し、地域における避難支援体制づくりの推進に努めます。</p> <p>[担当課] 危機管理課、地域福祉課、障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
9. 要配慮者利用施設における水害・土砂災害への備え	水害等発生時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進しています。	避難確保計画の作成及び訓練の実施の有無について状況を把握し、体制が構築されていない施設に対して、水害等への備えの確保を促進します。 [担当課] 危機管理課、指導監査課

(2) 防犯対策の推進

項目	現状	施策の方向性
1. 防犯情報の提供	防犯情報・不審者情報等については、「くらしの安全・安心情報」として登録者にメールで配信しています。	「くらしの安全・安心情報」について障害のある人を含めた市民の利用促進に努めます。 [担当課] 市民安全推進課
2. 関係機関の連携による犯罪被害の防止	警察と地域団体、行政等の連携により防犯活動を行い、犯罪被害の防止に努めています。	関係機関や地域団体等との連携により、犯罪被害の防止に取り組みます。 [担当課] 市民安全推進課

項目	現状	施策の方向性
<p>3. 社会福祉施設等の防犯に係る安全確保のための体制構築</p>	<p>平成28年9月15日付の国通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全確保について」に基づき、緊急時の連絡体制や警察との情報共有、防犯研修会の開催、不審者情報等の把握の推進、防犯体制調査の実施等、船橋市が所管する社会福祉施設等の防犯に係る安全確保のための体制を構築しました。</p> <p>また、防犯対策の強化に係る整備費の補助を行いました。</p>	<p>定期的な各施設等の防犯体制の現状等についての調査の実施及び年1回の防犯研修会の開催により、現時点で防犯体制が図られていない施設等に対して、防犯に係る安全の確保の推進を行います。</p> <p>また、事業者が防犯カメラ等の防犯対策の強化に係る整備を行う際、その整備費に対して補助を行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課、指導監査課</p>

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

項目	現状	施策の方向性
<p>1. 消費者トラブルに関する情報提供について</p>	<p>消費者庁や、国民生活センター等からの情報を元に、広報紙や市のホームページ等により情報発信し、また、くらしの情報の発行により消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んでいます。</p>	<p>消費者庁や、国民生活センター等からの情報は元より、関係部署から、障害のある人に関する消費者トラブル情報を入手した場合には、広報紙や市のホームページ、くらしの情報等により情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組めます。</p> <p>[担当課] 消費生活センター</p>

項目	現状	施策の方向性
<p>2. 消費者トラブルに関する関係機関の連携</p>	<p>消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との連携により情報交換を行うことで、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んでいます。</p> <p>また、船橋市消費者安全確保地域協議会を結成し、地域の様々な組織が連携して消費者被害等を防止するための体制を整えています。</p>	<p>関係部署や福祉関連団体、町会・自治会等との連携により、消費者被害防止に取り組みます。</p> <p>[担当課] 消費生活センター</p>
<p>3. 消費生活相談体制の整備</p>	<p>消費生活センターで消費生活相談を実施しており、相談受付は来訪や電話による受付で行っています。</p>	<p>現在行っている、障害のある人からの相談のほか、今後、専門的な研修等が実施される際は、受講について検討します。</p> <p>[担当課] 消費生活センター</p>
<p>4. 消費者教育の推進</p>	<p>町会・自治会、学校等において、まちづくり出前講座を実施、各会場に講師を派遣し、消費生活に役立つ知識や情報を提供しています。</p>	<p>障害者施設等においてもまちづくり出前講座を実施することにより、障害者等に対する消費者教育の推進に努めます。</p> <p>[担当課] 消費生活センター</p>

第 7 章

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現のためには、市民が障害及び障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

障害者基本法第4条において、障害を理由とする差別や権利侵害の行為の禁止とともに合理的配慮の提供が求められており、その理念を具体化した障害者差別解消法に基づき、障害のある人に対する差別の解消に向けた取組みを行います。

まずは、市の職員が障害及び障害のある人に対しての理解を深めることで、窓口等における合理的配慮を推進していきます。行政が合理的配慮を率先して行っていくことが社会全体での差別の解消の推進につながります。

また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。障害者虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止するとともに、障害のある人の保護、自立の支援並びに財産上の不当取引による被害の防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用促進などにより、権利擁護を推進する必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (2) 行政等における配慮の充実

2 現状と施策の方向性について

(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

項目	現状	施策の方向性
1. 船橋市障害者差別解消支援地域協議会での取り組み	平成29年5月から、障害者差別解消法に基づく船橋市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害のある人に対する差別に係る相談事例の共有や意見交換を行っています。	船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、事例を共有するとともに、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動について議論し、障害者差別の解消を推進します。 [担当課] 障害福祉課
2. 障害者差別解消法の一部を改正する法律を踏まえての取り組み	今後施行される障害者差別解消法の一部を改正する法律に関する国の動向について、情報収集を行っています。	国の動向を踏まえ、障害者差別解消法の一部を改正する法律の施行に向けての情報収集を行い、指針等の周知に努めます。 [担当課] 障害福祉課
3. 権利擁護体制の検討	船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制の検討を行っています。	船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制に関する課題を共有するとともに、差別の解消及び権利擁護の推進を図ります。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
4. 障害者虐待防止ネットワークによる権利擁護の推進	船橋市自立支援協議会、船橋市障害者虐待防止対応連絡会議、個別ケース会議の3階層の虐待防止ネットワークを構築することにより、障害のある人に対する虐待防止のための関係機関との連携協力を図っています。	船橋市障害者虐待防止対応連絡会議において、障害のある人に対する虐待の問題解決を図っていくとともに、船橋市自立支援協議会に虐待防止対応における審議状況を報告し、障害者虐待に関する課題共有を図ります。 [担当課] 障害福祉課
5. 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進	障害のある人に対する虐待防止のため、高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。	高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図ることにより、障害のある人に対する虐待防止を推進します。 [担当課] 地域包括ケア推進課、地域保健課、障害福祉課、家庭福祉課、療育支援課
6. 船橋市障害者虐待防止センターによる権利擁護の推進	船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報の受付・相談を行うことにより、障害のある人に対する虐待の早期発見・予防に取り組んでいます。	船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報の受付・相談を行うとともに、障害者虐待防止のための啓発活動を行うことにより障害のある人に対する虐待防止の取り組みを推進します。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
<p>7. 成年後見制度の利用の推進</p>	<p>①船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備を行っています。</p>	<p>①権利擁護支援における課題整理、中核機関における体制整備を行い、成年後見制度の利用を推進します。 [担当課] 地域包括ケア推進課</p>
	<p>②必要となる費用を負担することが困難である人に対し、成年後見人等の報酬等の全部または一部を助成することにより成年後見制度の利用を推進しています。</p>	<p>②障害のある人やその介護者の高齢化等により、成年後見制度の利用の必要性が高まっていることを踏まえ、成年後見人等の報酬等の費用の助成を行い、成年後見制度の利用を推進します。 [担当課] 地域保健課、障害福祉課</p>
	<p>③船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。(再掲)</p>	<p>③船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、権利擁護支援に向けた適切な成年後見制度の利用を促進します。 [担当課] 地域保健課、障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
	<p>④成年後見、保佐及び補助の業務を行うことができる人材を育成するために講座を開催し、市民後見人の養成を行っています。</p>	<p>④市民後見人の養成を行うことにより、成年後見制度の利用を推進します。 [担当課] 障害福祉課</p>
<p>8. ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の利用の推進</p>	<p>船橋市社会福祉協議会が設置しているふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」において、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業を行っており、その利用について周知を図っています。</p>	<p>ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」が実施している日常生活自立支援事業を周知し、利用を推進します。 [担当課] 地域福祉課</p>
<p>9. 心のバリアフリーの推進</p>	<p>各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などをおして、心のバリアフリーについて、啓発を行っています。また、市民のための講演会を開催し、障害と障害のある人に関する理解促進を図っています。</p>	<p>心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。 [担当課] 地域保健課、障害福祉課、療育支援課、指導課、社会教育課</p>

(2) 行政等における配慮の充実

項目	現状	施策の方向性
<p>1. 障害及び障害のある人への市職員の理解促進</p>	<p>①平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を策定し、市職員が障害のある人への差別の解消に向けて取り組んでいます。</p> <p>また、市職員に障害者差別解消法についての研修を実施し、障害及び障害のある人への理解促進を図っています。</p>	<p>①障害及び障害のある人への理解を図り、合理的配慮を適切に行うため、全庁的な取り組みを行います。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
	<p>②新規採用職員研修のカリキュラムに人権及び障害のある方からの講話の機会を設けるとともに、車椅子や視覚障害者体験の実施等を通じて、職員に障害及び障害のある人への理解促進を図っています。</p>	<p>②職員研修を通じて障害及び障害のある人への理解促進を図ります。</p> <p>[担当課] 職員課</p>
<p>2. 窓口等における合理的配慮の推進</p>	<p>窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行っています。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供に努めています。</p>	<p>窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行います。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供を推進します。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
<p>3. 選挙における障害のある人への配慮の推進</p>	<p>投票所のバリアフリーやコミュニケーションボードの配置など投票環境の改善と障害のある人への配慮に努めています。</p>	<p>投票環境のさらなる向上及び障害のある人への配慮ある対応を図ります。 [担当課] 選挙管理委員会事務局</p>
<p>4. 市議会の傍聴における障害のある人への配慮の推進</p>	<p>本会議場傍聴席に車椅子専用席を設置しています。また、補聴器誘導システムの設置や手話通訳者の派遣を行っています。</p>	<p>市議会の傍聴における障害のある人への配慮を推進します。 [担当課] 庶務課</p>

(別表) 推進体制の取り組み

(別表) 推進体制の取り組み

項目	現状	施策の方向性
1. 広報媒体などによる推進	<p>障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばし1面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載しています。</p>	<p>掲載内容について創意工夫するとともに、市のホームページ等を活用し、障害のある人への理解促進を図ります。</p> <p>[担当課] 広報課、障害福祉課</p>
2. 精神障害者に対する理解の促進	<p>船橋市精神保健福祉推進協議会主催の心の健康セミナーを年1回開催するほか、啓発用の小冊子を年1回発行し、精神障害者に対する理解の促進や精神保健福祉に関する正しい知識普及に努めています。</p> <p>また、地域での支援活動者や家族を対象とした講演会等を開催しています。</p>	<p>講演会等の開催により、精神保健福祉に関する正しい知識の普及に努めるとともに船橋市精神保健福祉推進協議会を通じて精神障害及び精神障害者の理解の促進を図ります。</p> <p>[担当課] 地域保健課</p>
3. 障害者週間記念事業の実施	<p>12月3日から9日の障害者週間の行事として、障害のある人の作品展やステージ公演などを盛り込んだ障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。</p>	<p>障害者週間記念事業を開催し、その中で身体障害者補助犬の実演等の内容の充実を検討し、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

(別表) 推進体制の取り組み

項目	現状	施策の方向性
4. 交流保育の推進	定期的な交流保育を行うため、「船橋市交流保育実施要領」に基づき、交流保育を行っています。	療育施設の発達支援児と保育園児が地域の中で育ちあうことを目的とした、公立保育園と療育施設との交流保育を行います。 [担当課] 公立保育園管理課、療育支援課
5. 地域交流の推進	障害者就労支援施設等が行う生産物販売や公園清掃、障害福祉施設等で行われる行事等を通じ、地域交流を行っています。	地域交流活動を推進するとともに、交流推進のための広報活動も推進します。 [担当課] 障害福祉課
6. 特別支援教育振興大会の開催	特別支援教育振興大会として、合同作品展、合同発表会、教育講演会を開催しています。	特別支援教育振興大会を開催することにより障害及び障害のある人の理解の促進を図ります。 [担当課] 総合教育センター
7. 障害福祉施設等との連携	船橋市障害福祉施設連絡協議会や船橋障がい者地域福祉連絡会の会議に出席するなど障害福祉施設などとの連携を図っています。	意見交換や要望を受けるとともに、行政の政策や方針を積極的に発信していくことで連携を深めます。 [担当課] 障害福祉課

項目	現状	施策の方向性
8. 学校教育における福祉教育の推進	総合的な学習の時間に福祉の内容を取り上げ、福祉教育に対する理解を深めています。また、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校の特別支援学級や通常の学級との交流を行っています。	総合的な学習や特別活動の時間において福祉教育の内容を取り上げるほか、体育行事や文化行事において交流の場を設けます。 [担当課] 指導課、総合教育センター
9. 生涯学習における福祉教育の推進	まちづくり出前講座や身体障害者福祉センターの福祉体験講座の実施により障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。	市民を対象としたまちづくり出前講座や福祉体験講座を実施するとともに、小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人のさらなる理解の促進を図ります。 [担当課] 障害福祉課、社会教育課
10. 身体障害者補助犬の啓発	身体障害者の円滑な社会活動を推進するため、身体障害者補助犬法の啓発を行い、制度に対する理解と浸透を図っています。	広報ふなばしや障害福祉のしおり、障害者週間記念事業での身体障害者補助犬の実演などを通じ、身体障害者補助犬に対する理解と浸透を図ります。 [担当課] 障害福祉課

(別表) 推進体制の取り組み

項目	現状	施策の方向性
11. ボランティアの養成、登録の推進	<p>身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学校のボランティア入門学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会や船橋市精神保健福祉推進協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなど、ボランティア養成の支援を行い、ボランティアセンターへのボランティア登録を推進しています。</p>	<p>福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティア養成の支援を行います。</p> <p>また、ボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を推進するとともに、ボランティア希望者とボランティア派遣先との調整を行います。</p> <p>[担当課] 地域保健課、地域福祉課、障害福祉課、社会教育課、各公民館</p>
12. ボランティア活動の支援	<p>市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。また市民公益活動公募型支援事業やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対しての支援を行っています。</p>	<p>市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対しての支援を行います。</p> <p>[担当課] 市民協働課、地域保健課、地域福祉課</p>

項目	現状	施策の方向性
13. 障害福祉団体への支援	<p>障害のある人の社会参加や社会的自立の促進を図るため、障害のある人の地域社会への参加や福祉の向上に寄与している、障害福祉団体が実施する事業を支援するとともに、活動に要する事業費の一部を助成しています。</p>	<p>障害福祉団体の活動に要する事業費の一部を助成するなど支援を行い、障害のある人の社会参加及び社会的自立の促進を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>
14. 障害のある人に関するマーク等の普及及び理解促進	<p>障害者団体等が作成する障害のある人に関するマーク等について、普及及び理解の促進を図っています。</p>	<p>障害のある人に関するマーク等について、普及及び理解の促進を図ります。</p> <p>[担当課] 障害福祉課</p>

(別表) 成果目標

(別表) 成果目標

	項目名	現状 (令和2年度)	目標	担当課
1	計画相談支援の利用者数	953人/月	1,099人/月 (令和5年度)	障害福祉課
2	障害児相談支援の利用者数	270人/月	341人/月 (令和5年度)	療育支援課
3	訪問系サービスの利用時間	24,458時間/月	28,261時間/月 (令和5年度)	障害福祉課
4	施設入所者の地域生活への 移行者数	15人 (平成28年度～ 令和元年度)	20人 (令和2～5年度)	障害福祉課
5	グループホーム利用者数	529人/月	858人/月 (令和5年度)	障害福祉課
6	障害児通所支援利用日数	19,358日/月	23,476日/月 (令和5年度)	療育支援課
7	母子健康手帳発行時の保健 師の面接率	99.9%	100% (令和6年度)	地域保健課
8	特定健康診査受診率 (国民健康保険加入者)	●% ※1	60% (令和5年度)	健康づくり課

※1 令和2年度実績は確定後入力(令和3年10月末を予定)

(別表) 成果目標

	項目名	現状 (令和2年度)	目標	担当課
9	特定保健指導実施率 (国民健康保険加入者)	●% ※2	60% (令和5年度)	健康づくり課
10	通級指導教室設置校数 ①言語障害通級指導教室 ②発達障害通級指導教室 ③難聴通級指導教室	①5校 ②8校 ③0校	①6校 ②14校 ③1校 (令和6年度)	総合教育 センター
11	特別支援学級設置校数 ①知的障害 ②自閉症・情緒障害	①38校 ②17校	①41校 ②24校 (令和6年度)	総合教育 センター
12	障害者雇用促進就職面接会 の参加者	81人 (令和元年度) ※3	151人 (令和8年度)	商工振興課
13	船橋市の障害者雇用率 ※4	2.59% (令和2年6月1日時点)	3.00% (令和6年6月1日時点)	職員課
14	船橋市教育委員会の障害者 雇用率 ※4	2.70% (令和2年6月1日時点)	2.80% (令和6年6月1日時点)	教育総務課
15	医療センターの障害者雇用率 ※4	1.27% (令和2年6月1日時点)	2.60% (令和6年6月1日時点)	医療センター
16	一般就労への年間移行者数	●人 ※5	148人 (令和5年度)	障害福祉課

※2 令和2年度実績は確定後入力(令和3年10月末を予定)

※3 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

※4 障害者雇用率の対象となる職員は、一週間当たりの勤務時間が20時間以上の全ての職員(障害者手帳所持者)が対象となり、チャレンジ雇用も含まれます。

※5 令和2年度実績は確定後入力(令和3年10月末を予定)

	項目名	現状 (令和2年度)	目標	担当課
17	就労移行支援の利用者数	229人	275人 (令和5年度)	障害福祉課
18	都市公園等における便所の改築・更新に伴う園路、出入口のバリアフリー化公園数	30公園	50公園 (令和8年度)	公園緑地課
19	特定道路におけるバリアフリー化の整備率	71.2%	100% (令和8年度)	道路建設課

參考資料

第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市における障害者のための施策に関する基本的な計画である「第3次船橋市障害者施策に関する計画」が令和2年度末をもって期間が満了するに当たり、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」策定のため、第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 「第4次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に関すること
- (2) その他「第4次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に必要な事項

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員28名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 船橋市自立支援協議会委員 24名以内
- (2) 学識経験者 2名以内
- (3) 公募委員 2名以内

3 委員の任期は、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」の策定をもって終了する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(公務災害補償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)に準じて補償する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、「第4次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会委員名簿

(敬略称)

区分	委員氏名	所属等名称	備考
1号委員	清水 博和	特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会ふらっと船橋	
	住吉 則子	特定非営利活動法人船橋こころの福祉協会 船橋市地域活動支援センター	
	杉井 和男	特定非営利活動法人船橋障害者自立生活センター	
	山田 晴子	特定非営利活動法人ちばMDエコネット	
	原 亮司	公益財団法人船橋市福祉サービス公社	
	池田 則子	特定非営利活動法人ロンの家福祉会	
	泉 一成	社会福祉法人さざんか会	
	普久原 佳代子	医療法人社団健仁会ひまわり苑	
	鈴木 章浩	社会福祉法人千葉県福祉援護会障害者支援施設誠光園	
	千日 清	社会福祉法人大久保学園	
	小松 尚也	一般社団法人船橋市医師会 医療法人同和会千葉病院	
	山崎 繁夫	公益社団法人船橋歯科医師会	令和3年6月21日まで赤井淳二
	阿部 義徳	船橋市教育委員会総合教育センター教育支援室	
	河村 淑子	千葉県立船橋特別支援学校	令和2年3月31日まで井上妙子
	菊池 亜希子	船橋市立船橋特別支援学校	令和2年3月31日まで大山敦子
	岩橋 直也	船橋公共職業安定所	令和3年4月30日まで小川洋
	丸山 恭平	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会	
	佐藤 彰一	PAC法律事務所	
	犬石 志保子	オアシス家族会	
	荒川 信一	船橋市身体障害者福祉会	令和3年4月30日まで小林美佐江
	池田 健	船橋市手をつなぐ育成会	
	森 哲也	船橋市視覚障害者協会	令和3年4月30日まで黒川晃
三浦 みどり	船橋市聴覚障害者協会		
2号委員	布施 千草	植草学園短期大学	
	戸塚 法子	淑徳大学	
3号委員	阿部 朋子	公募委員	
	堤 和文	公募委員	

第4次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「第4次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するにあたり、庁内における検討を行うため、第4次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

- (1) 「第4次船橋市障害者施策に関する計画」に関する庁内における検討
- (2) その他庁内における「第4次船橋市障害者施策に関する計画」に係る必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は障害福祉課長を、副委員長は療育支援課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 委員会での検討を円滑に行うため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、委員及び委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 検討部会は、委員長が招集し、会議を行う。
- 4 検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 部会員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は「第4次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

部・局	委員	部・局	委員
市長公室	危機管理課長	都市計画部	都市計画課長
	広報課長	都市整備部	都市整備課長
	国際交流課長		公園緑地課長
企画財政部	政策企画課長	道路部	道路計画課長
	行政経営課長		道路管理課長
	財政課長		道路維持課長
総務部	職員課長		道路建設課長
市民生活部	市民協働課長	建築部	建築指導課長
	市民安全推進課長		住宅政策課長
健康・高齢部	健康政策課長	消防局	警防指令課長
	地域包括ケア推進課長	管理部	教育総務課長
	国保年金課長		施設課長
	高齢者福祉課長	学校教育部	学務課長
	介護保険課長		指導課長
保健所	地域保健課長		保健体育課長
	健康づくり課長	総合教育センター所長	
福祉サービス部	地域福祉課長	生涯学習部	社会教育課長
	障害福祉課長		文化課長
	指導監査課長		生涯スポーツ課長
子育て支援部	子ども政策課長		中央公民館長
	家庭福祉課長		西図書館長
	公立保育園管理課長	選挙管理委員会事務局	事務局次長
	地域子育て支援課長	議会事務局	庶務課長
	療育支援課長	病院局	総務課長
環境部	資源循環課長		
	クリーン推進課長		
経済部	商工振興課長		
	消費生活センター所長		

第4次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議開催経過

回数	開催日	議題
第1回	令和元年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員長・副委員長の選出 (2) 第4次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨 (3) 船橋市障害児者の状況 (4) 今後の計画策定委員会の進め方について
第2回	令和元年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1回計画策定委員会の議事について (2) 総論第1章 計画の策定にあたって (3) 総論第2章 障害者を取り巻く現状 (4) 総論第3章 基本理念・重点課題 (5) 総論第4章 推進体制
第3回	令和2年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理解啓発について (2) 各論第5章（生活環境）について (3) 各論第6章（安全・安心）について
第4回	令和2年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画策定期限の延期等について (2) 各論について (3) 理解啓発について
第5回	令和3年2月18日～25日 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理解啓発について (2) 基本理念について (3) 各論第3章（教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流等）について (4) 各論第4章（雇用・就業、経済的自立の支援）について (5) 各論第7章（差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止）について
第6回	令和3年5月20日～27日 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基本理念及び推進体制の見直しについて (2) 各論第1章（生活支援）について (3) 各論第2章（保健・医療）について
第7回	令和3年6月23日～30日 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 計画の修正について（新型コロナウイルス感染症の影響による修正含む） (2) 推進体制について (3) 成果目標について
第8回	令和3年7月30日～8月6日 (書面会議)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第4次船橋市障害者施策に関する計画（案）について (2) 今後のスケジュールについて
第9回	令和3年11月または12月 (予定)	未定

第4次船橋市障害者施策に関する計画（素案）

発行・編集

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課
〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

TEL 047-436-2307

FAX 047-433-5566

e-mail shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp